

6月18日

○議長（湯之原一郎君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時00分開議）

○議長（湯之原一郎君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（湯之原一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

21名の議員より通告がありました。本日は5名の一般質問を行います。順次発言を許します。
まず、17番、和田里志議員の発言を許します。

○17番（和田里志君） 登壇

おはようございます。平成27年第2回定例会、トップバッターで質問の許可をいただきました池島町の和田里志でございます。

足元の悪い中、傍聴にお越しいただきました皆様に心から御礼を申し上げ、皆様のパワーをいただきながら、元気よく質問してまいります。

さて、5月29日午前、屋久島町の口永良部島の新岳で爆発的な噴火が起り、全島に避難指示が出されたまま、いまだ帰島の見通しも立っておりません。また、梅雨半ばにもかかわらず、例年のない大雨や突風で、あちこちで大きな被害が出ております。既に例年の3倍から5倍もの雨量も観測されており、今後の災害が心配であります。被災されました皆様に心からのお見舞いと一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

先月は、一つの区切りとしまして、始良市誕生5周年の記念式典も盛大に開催されました。これからはまちづくり本番と市2期目の航海を順風満帆に続ける笹山丸。そして、その行き先を決め、見張り役を務める湯之原議会。車の両輪のごとく、しっかりと、着実に進んでいるように感じます。今後は取り組んできた施策の一つ一つが具現化し、市としての形が次々と目に見えてくるものと思われませんが、そのような具現化された施策、施設等が有効に活用されるとともに、その効果がより発揮されるよう、県内一暮らしやすいまちづくりに向け、行政とともに取り組んでまいります。

それでは、通告順に従って質問に入ります。

質問事項1、観光振興とその施策について。

今年度、観光地については、掛橋坂、花園寺跡庭園、重富海岸周辺を整備し、付加価値を高めることによる交流人口の増加を図るとしたが、その具体策と将来を見据えた観光振興及びその施策について伺います。

1、市内周遊観光バスあいらびゅー一号の運行委託の現状、昨年までの実績、今後の予定について伺います。

2、始良市観光おもてなし計画を策定し、前期2年目を迎えますが、本年度具体的に推進する施策について伺います。

3、観光資源の案内の方法、PRとその考え方について伺います。

質問事項2、地域力の強化について。

地域力の強化は、小学校区単位に校区コミュニティ協議会を設置することにより、公的領域サービ

スを実施することも多くなるとし、秩序・責務・統合について理解し、熟慮と議論を繰り返すことで、暮らしやすさを形成していくことであるとしたが、その考え方と施策について伺います。

1、校区コミュニティ協議会運営支援員の配置状況とその役割について。

2、具体的な公的領域サービス増加の内容とその対応について。

3、校区コミュニティ以外の各種団体及び法人・個人等との行政とのかかわりについて、その対応と考え方を伺います。

4、仮称始良市自治基本条例の制定について、その時期、今後の考え方を伺います。

質問事項3、子育て支援の強化について。

若者定住促進住宅の建設、子育て支援センターの整備、保育所の待機児童解消の取り組みなど、順調に推移している事業もあるが、より踏み込んだ施策。特に子どもの発達に関する不安や相談が全国的にもふえている現状をどのように認識し、今後、解消していくか、伺います。

以下は、一般質問席から行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

今回は21人の方から一般質問をいただきました。順次答弁を申し上げますので、よろしくお願いたします。

それでは、和田議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の観光振興とその施策についての1 点目のご質問にお答えいたします。

あいらびゅ一号は、平成23年3月の九州新幹線全線開業に合わせて、始良市のPRと新幹線乗客の2次アクセスを狙って運行を開始し、当初から株式会社JTBコミュニケーションズ九州鹿児島支店に運行業務を委託しており、現在に至っております。

昨年度末における運行実績は、運行回数が486回、累計乗車人員が9,789人で、平均乗車率は80.6%となっております。

あいらびゅ一号は、利用者数が間もなく1万人を達成するところであり、観光の目玉として交流人口の増大と観光PRに貢献していると認識しております。

今後については、現行のまま継続するのではなく、新たな運用スタイルなどを模索しているところでもあります。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

観光おもてなし計画は、「おもてなしの心あふれる本物が光るまちづくり」を基本理念に掲げ、5年間で重点的に行う31事業を重点プロジェクトとして位置づけております。

その中で、今年度におきましては、国や県と連携しながら、掛橋坂の駐車場、トイレの整備、花園寺跡の庭園復元、重富海岸の駐車場整備など観光の拠点施設づくりをメインに取り組んでまいります。

また、観光おもてなしの一環として、秋に開催されます「国民文化祭かごしま」において、「郷土芸能の祭典」、「歩き、み、ふれる歴史の道、石畳の三坂めぐり」、「邦楽の祭典」の3事業などを計画しております。

3 点目のご質問についてお答えいたします。

観光パンフレット、観光マップ等を初めさまざまな情報発信ツールがありますが、市のホームページとリンクしております観光協会のウェブサイトや携帯端末からアクセスできるSNSの活用も有効な手段であると考えております。市といたしましては、観光資源の魅力を最大限に伝え、来訪意欲に

結びつくように多様な情報発信ツールの活用を進め、観光案内、PRに努めていきたいと考えております。

次に、2問目の地域力の強化についての1点目のご質問にお答えいたします。

現在、17校区のうち14校区において校区コミュニティ協議会が設立されており、そのうち13校区においてコミュニティ支援員の配置の希望がありましたので、配置しております。支援員は協議会の運営や活動を支援するために、事務局の全般的な事務補助が主な役割となります。また、常に地域と密接な情報交換を行い、今後は校区内の各組織の窓口としての業務が生じてくるものと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

校区コミュニティ協議会は、市が一斉、一律にその設立を強制するものではないことから、現在のところ、具体的な公的領域サービスの増加は考えておりません。まず、校区内がまとまり、自分たちの住む地域をどのようにしていくか検討していただくことが重要となります。市といたしましては、各校区から寄せられる地域課題や問題点を協働の立場で検討していきたいと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

コミュニティ協議会は、校区内の各種団体や法人、個人によって構成されており、その地域力により地域課題等を解決していく組織であります。また、行政とのかかわりについても、今後状況に応じて出てまいります。校区全体に関しては、協議会という形になり得ると考えます。ただし、部門ごとにおいては、これまでどおりのかかわりと大きく変わるものではないと考えております。今後におきましても、協議会や各種団体等と協議を重ねながら対応してまいります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

一般論としましては、自治基本条例を自治体の憲法として捉える見方と法的な効力を有しないとする見方に分かれるようであります。自治体の憲法とした場合、自治基本条例に、その自治体における最高規範性を持たせ、他の条例や法令の解釈においても自治基本条例の規定が優先することを考慮すると、内容が具体的なものでなければ意味がなくなってしまうますが、具体的な規定を持つものは多くはありません。これらのことから、例え、法的効力を持ち得ないものであっても、理念的、訓示的な意味合いから制定している自治体も少なくありません。市といたしましては、自治基本条例制定に関し、行政主導ではなく、市民の声を聞きながら、熟議、検討してまいります。

次に、3問目の子育て支援の強化についてのご質問にお答えいたします。

子どもは一人ひとり異なる資質や特性を有しており、さまざまな環境との相互作用を通して成長していきます。特に、乳幼児期は、心身の発育や発達が著しく、人格の基礎が形成される大切な時期であります。個人差が生じることから、子どもの発育や発達、子育てに不安を抱く保護者が多く見られます。市といたしましては、安心して、子どもを産み育てることができる支援体制の整備を第1次総合計画に掲げていることから、育児に不安を抱える保護者への対応策を講じることは重要な施策の一つであると認識しております。

現在、本市では、乳幼児健診や健康相談の際に、子どもの発達に関する悩みを持つ保護者から相談を受けたり、逆に保健師から発達が気になる子どもの保護者へ声かけを行い、必要な方には、発達相談員等による発達相談、保育士や音楽指導員等による発達支援教室、発達を促すための療育機関の紹介などを行っております。

また、現在、乳幼児健診のうち、1歳6か月児健診、3歳児健診に臨床心理士など発達に関する専

門職を配置し、保護者が気軽に相談できる体制の強化に向けて取り組んでいるところであります。

今後、従来の発達相談や発達支援教室の充実に努めるとともに、療育関係機関との連携強化を図りながら、子どもや保護者に寄り添った支援にさらに努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○17番（和田里志君） それでは、2回目の質問に入ります。

まず、観光振興とその施策ですが、あいらびゅ一号の運行について。これは、昨年まで委託料が2,160万だったと思うんですが、今年度1,655万ということで、505万減になっておりますが、新年度予算のときに協議されたと思うんですが、この減額になった、減額された理由、それについてお知らせください。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） お答え申し上げます。

年々委託料については少なく、減少してきておりますが、財源的に一般財源対応ということで、できるだけ独自採算性も見た中でやっていければということで、少ない費用で、できるだけ実績を上げていただくようなということで、減額してきてるといところでございます。

○17番（和田里志君） 簡潔にお願いしたいんですが、ということは、それによって、例えば、運行回数が減になったとか、あるいは運賃が上がったとか、そういうところはいかがでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） 今、議員仰せのとおり、委託料の減少によって、やはり、運行回数も、平成24年度までは大体百二、三十回運行しておりますが——失礼しました。平成25年度までは百二、三十回運行しておりますが、26年度委託料が前年度比で300万ほど減少しまして、1,800万ほどになっておりますが、その段階では、やはり、企画とか、事務所経費、そういった経費については、なかなか減額の要素がないことから、運行回数においても、ちょっと減少はしておりますけれども、個別の1回1回の運行内容については、企画を、新たな企画を取り組みながら、積極的な取り組みをされてるといふふうに理解しております。

○17番（和田里志君） 運行回数が減ってるということで、具体的に、どの程度減ってるのか。恐らく50回ぐらい減ってるんじゃないかと思うんですが、それはいいとしまして、委託料は当初予算で1,655万じゃなかったですか。ということであれば、505万円減ってると思うんですが、今、300万という答弁でありましたが。

そこで、運賃が多分4月から1,500円になってるといふんですね。今まで、ワンコインで500円ということで非常に喜ばれてた。逆に、500円で始良市内を1日遊んで帰って、観光して合うんだらうかという心配もしてたわけですね。私たちは、こういう事業は長続きしないといけないと思ってるわけですけど、こういうことによって、運賃が、一般市民から見れば、3倍上がったと。これによって、どのような変化がありましたか。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） すみません。先ほど申し上げた300万の減は、私、25年度と6年度の差額でちょっと申し上げましたので、300万ということですが、27年度は1,654万5,000

円ということでございます。

それから、乗車料金の1,500円の値上げということでございますけれども、昨年の、まず当初、始まったときには、合併したばかりの始良市のPRということもあって、できるだけ、気軽に、ワンコインで乗車できるという、そういった料金設定でスタートしたわけでございますけれども、そのような中で、昨年から試験的に1,500円負担していただいて、ことしの3月までは、中央駅で下車される際に、500円券2枚の1,000円のサプライズチケット等をお渡しして、これはサプライズチケットにつきましては、協賛店の中で、観光交流センターとか、6店舗ほどございますが、こういったところで使えるようにリピートを期待しましてしておりましたが、4月以降につきましては、現在1,500円の運賃となっておりますけれども、実際、今、4月以降の、昨年の10月以降の運行状況につきましても、1回1回の乗車率は18.6人ということで、さほど大きな減にはなっておりません。

○17番(和田里志君) 18.6人じゃなくて、81%だと思うんですが、乗車率。乗車率も非常にいいということで、あんまり変わってないという答弁だろうと思うんですが、昨年10月から実質値上げといえますか、サプライズチケット、商品券を出されて、リピーターを狙ったと。私、これも知っております、本当にいい取り組みだなと思ってたわけですが、それで、商品券を逆に使われた人、リピーター、どの程度、把握されてますか。

○企画部次長兼商工観光課長(平田 満君) 実際、配布した枚数が、ここにデータとして持っておりますのは、配布枚数314枚に対して、使用枚数が109枚ということで、約3分の1使用されてるようでございます。

○17番(和田里志君) 思ったより少ないんじゃないかなと。3分の1ということでございます。

この、あいらびゅー号に関連しまして、もう一つお尋ねしますが、ことし、1万人達成イベントということで、新たに補正で、この6月428万円計上されてると思うんですが、この達成イベント、いつごろ、どんなことを行われる予定ですか。

○企画部次長兼商工観光課長(平田 満君) お答えいたします。

このイベントは、市制施行5周年記念の一環として計画しているところでございますけれども、あいらびゅー号の乗車1万人達成を契機としまして、本市の観光と物産をPRして、さらに本市の知名度アップとあいらびゅー号の集客を図るために計画したいということで、多くの集客を集めるような会場を現在調整中ございまして、その場で、ご当地グルメや特産品販売、それからイメージキャラクターのショーなどを計画しておりまして、開催の時期につきましては、10月から11月ごろを予定しているところでございます。

○17番(和田里志君) 大体わかりました。グルメやイメージキャラクターを使ってやりたいということでございます。金額はかなり大きな金額だったものですからお尋ねしたわけですが、もう一つ、この6月9日、鹿児島県観光連盟主催による始良市の観光ルートのモニターツアーというのがあったかと思うんですが、それについて、少しお知らせください。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） 議員仰せのモニターツアーでございますけれども、6月9日の日に県の観光連盟の主催で、県内の旅行会社、いわゆる旅行エージェントの方々50名あまりが対象と、参加していただきまして、広域観光周遊ルート、始良コース、モニターツアーとして、開催された、実施されたものでございます。

鹿児島中央駅を出発する際から、本市の観光ボランティアガイド2名の方も同乗していただきまして、始良市の観光地をめぐりながら、その観光地におきましては、地元のありのままの魅力を見ていただきたいということと、地元で生活されるガイドさんの独自の解説というようなものも交えて魅力を見ていただきました。これによりまして、今後、旅行エージェントが始良市の観光スポットを旅行計画の中に、企画・提案していただければ、ありがたいかなと思っておりますのでございます。

○17番（和田里志君） 非常にいい取り組みだと思うんですね。いろいろ観光おもてなし計画等も策定されて、リピーターをふやしたいとか、いろいろ計画を練っていらっしゃるわけですが、こういうツアーを最大限に利用して、もう少し、事前に多分わかってたと思いますんで、おもてなしとか、いろんなやり方が受け入れの体制があったかと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） お答えいたします。

おもてなしの体制ということでございますが、このモニターツアーの準備につきましては、前もって、一応、コース等を設定してございまして、始良市の主な観光地、今回はデジタルセンターなり、そういったところをば、商工観光課の職員とガイドさんで案内して回ったということでございます。

○17番（和田里志君） 今回はそういうことで、ボランティアガイドさんやら、職員の皆さんで対応したということでございますが、やはり、メンバーを見てみますと、そうそうたるメンバーが見えるんですね。城山観光ホテルさん初め各ホテルの関係者の方、旅行会社の方、約50名。本当にすばらしい企画だと思いますんで、やはり、こういうのは最大限に利用することが必要じゃないかと思っております。

次、行きます。

ちょっと触れましたけれども、観光おもてなし計画をつくってるわけですが、その目的は、先ほどから触れてますように、もう一度、訪れたいまちづくりの方向性を示すということになっているわけですが、1回来た人にもう一度訪れたいと。これも大切なことだと思うんですが、私はですね、少し視点を変えて、この観光おもてなし計画の中でもいろいろ問題点も上げて指摘されるわけですが、住んでる人たちが、今の始良に住んでる人たちが、どの程度、始良の観光資源を知っているだろうか。灯台もと暗しとかよく言われますけれども、私も、あいらびゅー号が運行したときに、一番最初にあいらびゅー号に乗りました。その後、もう1回乗って、今2回乗っておりますが、本当にいい企画だなと。果たして、職員の皆さん、議員の皆さん、何人乗っていらっしゃるでしょうか。あるいは、始良にはいっぱい史跡があります。いろんな観光地があります。資源が県内一たくさんあります。百幾つありますとよく宣伝されるわけですが、その資源、史跡等をどの程度知っていらっしゃるだろうか。ここだと思うんですね。知らない人に紹介できないんです。

少し、始良の人口の推移を見たんですが、今、約人口7万6,000人。このうち、もともと始良に住んでいらっしゃる方、年度の捉え方がありますが、どの程度、いらっしゃると思いますか。7万6,000

人のうち、ずっと始良に住んでいらっしゃる方。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） お答えします。

今、ずっと始良に住んでいらっしゃるということですが、具体的な数字としては、ちょっと持ち得ないところがございます。

○17番（和田里志君） これ非常に調べるのも大変だろうし、なかなかつかみにくいところもあるかと思うんですが、昭和45年、今から45年前になるんですかね、の始良市の人口。これは旧町、加治木、蒲生、分かれてましたんで、始良市だったとした場合に、5万1,600人。現在7万6,000人。約2万5,000人。ということは、3分の1がふえてるわけですが、単純には計算できないかもしれませんが、3分の1、ここ40年ぐらいの間に3分の1の方が市外からあるいは県外から入ってきていらっしゃる。こういう、ざっと見た計算ができるんじゃないかと思うんですが、ということは、そういう方々は、私も含めてそうですが、どこか、かつては別なところに住んでいらっやって、薩摩半島であったり、大隅半島であったり、あるいは離島であったり、県外であったり、そして、始良を選んで始良に、始良をついの住みかとして選んで来られた方々。そういう方は恐らくですね、どこを基準にするかですが、半分以上はそういう方になってるんじゃないかなと思うんですね。そうしますと、そして、また、その後、昔からある観光資源もあれば、後から発見された資源もあるわけですね。そういうのをほとんど知らない人がいるんじゃないかなと。さっきから言うように、まず自分が知らない人に紹介できないんじゃないかと。そういう考え方なんですけど、いかがですか。

○市長（笹山義弘君） 本市の特徴として、議員仰せのとおり流入型の町になっているということであろうと思います。そういう中で、私も以前市民の皆様いろいろお尋ねしました。どうして、始良市に住んでいらっやるんですかと思ったら、第一に便利だからということなんです。それで、始良市に愛着、お好きですかちゅうと、いや、そこじゃなくて、便利だから住んでることが多かったもんですから、今、市としてのいろいろな史跡の整備に一所懸命かかっております。掛橋坂、この後は蒲生の梵字周辺も整備できればというふうにも思ってますが、そういう形で、市の史跡資産がいろいろ、いまだ、生かされてないところです。その整備をするということと、同時に、あいらびゅー一号などを通して、いろんな団体が乗っていただいております。そして、全域を回っていただいて、改めて始良市に愛着を持っていただいているというふう聞いておりますので、このような活動を地道に続けていく必要があろうと思います。

○17番（和田里志君） 地道に、そういう活動を続けていきたいということですが、観光おもてなし計画の中で、これ計画を立てられて、今度2年目を迎えるわけですが、本年度具体的に推進する施策について伺いますということでお尋ねしたわけですが、ハード面の整備はよくわかるんですね。ことしは掛橋坂をやりますよ、どこどこ、こうしますよと。ところが、ソフト面の、これ31の重点プロジェクトということで、わざわざ上げていらっしゃるわけですね。5年間で今後やるべき31の重点プロジェクト。ソフト面のことが全然触れられてないんですね。私はここが一番、ここも大事だろうと思うんです。ハードの整備ももちろん大事なんですけど、ソフト面。例えば、市民が地域を知る、学ぶ、誇りに思う仕かけづくり、これをやらないといけないということで提起されてるわけですが、

こういった具体的なソフト面の事業、これはどうなってるんでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 一つのアイテムとしましては、広報紙の活用、それからホームページなどにも、始良市の歴史についても載せさせていただいておりますが、今後の整備についても、当然、案内看板の整備含めてある。それと周遊コースのいろいろコースをつくっていくということも大事であろうというふうに思います。そういう中で、フットパスコースが今2つできました。今度、蒲生ができるということで、そのような、いろいろなコース設定もしながら、いろいろな興味のあられるところの、そういうコースをいろいろと切って設定していければというふうにも考えております。

○17番（和田里志君） 今後引き続きいろいろと整備していただきたいんですが、その取り組みの中で、これ前も、私言ったかと思うんですが、薩摩川内市、ここがおじゃるパスというのをやっていますね。新しく転入してこられた方にパスポートみたいなものを発行して、市内の施設とか、あるいは観光地、バス等無料で利用できるというような、こういうおじゃるパスを4月転入してきた人に出されてる。あるいは、また、今年度、新しく薩摩川内ふるさと旅行券というのが出されてます。これが1万円の旅行券が13枚つづりになっておりまして、これは市外の方が対象ということで、ローソン等で販売してるようですが、これらも一つの非常にいい参考になるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 参考にさせていただきたいと思います。

○17番（和田里志君） 続きまして、この観光資源の案内の方法、PRについて伺ってまいりますが、先ほど市長のほうから、看板をつくったりとかいうようなことを言われました。これも、私、質問で、もう3回目になるんですが、ぜひ活用してもらいたいということで、マップコードと。これ、マップコードという言い方はちょっといけないのかもしれませんが、デンソーの登録商標らしいんですが、マップコードを活用してほしいと。あるいは、QRコード、二次元バーコードとか言われますが、あいらびゅー号なんかもバスの運行に関して、二次元バーコード等を使っていらっしゃるわけですね。あちこちに。それで携帯電話でぱっと写真を撮れば、これだけで約1センチ、2センチ四方の中に1,000文字ぐらいの情報が入ってるというようなことで、だから、観光案内なんかの、どこどこの観光地に、例えば、字で書いて看板つくる必要も、あればあったにこしたことはないんですが、なくなるわけですね。冊子に、こういう二次元バーコードを張りつける。そしたら、携帯電話でかざして、すぐ情報が見れる。言葉のわからない人でも見れる。言葉のわからん人は行かないですが、英語で表記したり、韓国語で表記したりとか、そういうことができるようになってくる。これをぜひ活用してほしいということで、市長は答弁の中で、最初の答弁の中で、私が質問したときに、大変有効な手だてだと思いますので、ぜひ、実施の方向で検討させていただきたいという答弁していただいたわけですが、企画部長のほうは、マップコードは有料ということで、そういったことも出てまいりますのでという答弁をいただいておりますが、これ、現在、マップコードを利用するのは、もうお金要らないと思うんですが、いかがですか。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、現在において、ちょっとマップコードについて、インターネットで検索してみました。デンソーのところのマップコードの紹介によりますと、印刷物、ウェブ等への媒体のマップコードの掲載は無料というような形で示されておりましたので、経費等については、かからないのではないかというふうに理解しております。

○17番（和田里志君） はい。今、答弁していただいたように、もう既に無料ということになっております。隣の霧島、妙見温泉、これとか、熊本県の黒川温泉、あるいは行政においても、いろんな施設、観光地等をこのマップコードで紹介してるところが非常にふえております。これはですね、電話で案内ができない観光地とか、非常に有効なんです。例えば、始良市でいっても、県民の森の三重の滝に行きたいとか、始良市で一番高い山の長尾山の登り口はどこだろうとか、あるいは教育委員会が丁寧に田の神マップとかつくっていらっしゃるんですよ。あれ地図で見ても大体はわかるんですが、細かなところまではわからない。このマップコードを使えば、ピンポイントで、カーナビに、大体6桁から10桁のコードなんです。打ち込めば、ピンポイントで、そこに連れて行ってくださいますよ。今度新しく、というか、整備される掛橋坂、ここなんかもそうです。行ってみれば、入り口は看板でわかるかもしれませんが、まず、そこまでの行く道もわからない。という人もいらっしゃるかもしれない。

だから、例えば、加治木の金山橋、これはマップコードを言いますと、42621129。8桁なんです。全部始良市の場合は8桁ですが、掛橋坂、これは東側の登り口ですが、これが42696664。それと、出口北側、一番上のほうですが、42725171。先ほど言いました田の神、これは非常にユニークな田の神様が、加治木の日木山里の田の神っていうんですかね。手を挙げた田の神があります。写真も出して紹介されていますが、これなんか、42561876。これを打ち込むだけで、そこに連れて行ってくださいます。ほとんどのカーナビに、このマップコード検索というのはついてます。あるいは、このスマートホン、みんな持っていると思うんですが、スマートホンで、この番号入れれば、そこが地図がぱっと出てくる。始良市の駐車場、この中庭でも、42495857。南側のもと、こうかがあったところ、42495797。こういう公共施設だけでなく、人のうちでも、どこでも、まず自分がきょうあそこに行こうと思った場合に、初めて行く場所でも、地図でちゃんと調べて、そこをピンポイントで調べて、マップコード、地図のURLですか、を見れば、この番号が自然と出てきます。これを打ち込めば、1人で連れて行ってくださいますよ。これをぜひ取り入れていただきたい。今後ですね。そして、余計な看板なんかもつくる必要なくなるんですよ。これとか、先ほど言いました、二次元バーコード、QRコード、この取り入れをぜひ、やっていただきたいと、再度お願いをしておきます。

続きまして、地域力の強化について伺ってまいります。

校区コミュニティ協議会運営支援員の配置状況とその役割についてお尋ねしてるわけですが、これが現在17校区のうち14校区において協議会が設立。そのうち13校区においてコミュニティ支援員の配置の希望がありましたので配置してるという答弁であります。ということは、一つの校区は、その支援員の配置の希望はなかった。これは希望がなければ、ないままで済みますか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

14校区のうち1校区におきまして、支援員を配置しておりませんが、これは協議会側のほうで、自分たちで、今までやってきた中で、自分たちでできるのではないかと。支援員については、自分た

ちは今のところ必要ないですよというようなことでしたので、配置してないところでございます。これはずっとということではなくて、また配置要望があれば、それなりに配置してまいりたいと思います。

○17番(和田里志君) 私は、この支援員という言葉も、これでいいのかなとちょっと考えるんですが、支援員というような形で行くと、どうしても役所からの押しつけみたいなふうに捉えがちなんですが、そうじゃないかもしれませんが、この支援員の賃金といいますか、これは市のほうで持っていたくということに聞いてるんですが、これを任命する人、いわゆる任命権者、これはどこになりますか。

○企画部長(川原卓郎君) お答えいたします。

市の臨時職員ということになりますので、市長のほうになります。

○17番(和田里志君) 市の臨時職員ということで、市長の任命になるということではありますが、じゃあ、その人たちの仕事、業務、この業務の内容なんですが、これは誰が指示をするんですか。

○企画部長(川原卓郎君) お答えいたします。

支援員につきましては、市の臨時職員を配置しておりますけれども、その業務につきましては、協議会の中で、会長を初め協議会の中で業務をやっていただくことになります。

○17番(和田里志君) その辺は、はっきりさせとったほうがいいんじゃないかと思うんですが、というのは、コミュニティ協議会の会長さんと支援員さんの間がうまくいってる間はいいですね。もし、協議会長さんが、これをしてくれ、ああしてくれと、いろいろお願い、業務をお願いされると思うんですが、そのとき、例えば、こんな言い方はちょっと失礼かもしれませんが、極端かもしれませんが、いや、私はおたくから給料もらってるんじゃないと。私は市から給料もらってるんですと、そういうことにもなりかねないかと思うんですが、いかがですか。

○企画部長(川原卓郎君) お答えいたします。

支援員の選定といいますか、につきましては、地域の方に、協議会の中で協議をしていただき、推薦していただいた方を市のほうで支援員として臨時職員として配置してるわけですが、今、言われたようなことが想定しておりませんでしたけれども、そういったこともあり得るということを考えなければいけない——ちょっと、今のところでは、そういったことは想定しておりませんでした。

○17番(和田里志君) 想定してないでしょうし、そういうことがあってはならないと思うんですが、ないようにしていかないといけないと思うんですが、その辺は話し合いで解決できる問題かと思うんですが、そこで、具体的な公的領域サービスの増加、その内容と、どういった対応をするかということでお尋ねしてるんですが、答弁では、「現在のところ、具体的な公的領域サービスの増加は考えておりません」と答弁されてますね。市長がこの施政方針で述べてらっしゃるんです。「自治会単位よりコミュニティの範囲も広がることから、公助的要素が強くなり、公的領域サービスを実施すること

も多くなります」。言い切っていられざるわけですね。この、私は、この公的領域サービスというのが非常にわかりづらい言葉で恐縮なんですけど、例えば、どんなことを想定されたんでしょうか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

この公的領域サービスでございますが、そういった協議会によりまして、組織範囲が広がることによりまして、今までできなかったサービス、例えば、今ちょっと雨が多く降っておりますけれども、そういった、行く行くは災害の避難所的なものを地域でやったりとか、先ほど言われました、見守りやそういった支援も広がったことで、そういったことができやすくなるのではないかとということで、現在のところ、今、スタートしたばかりで、今までの事業の継続というか、そういった形で行なわれておりますので、そこまで広がってないところであります。

○17番（和田里志君） この地域コミュニティ、これ今始良市で取り組んでいるわけですが、なぜ、今、地域コミュニティかということで、ここに京都市の地域コミュニティ活性化懇話会の座長の乾さんという方が言われてることがあるんですけど、ちょっと紹介しますけど。

「地域のことは地域で決める」とか、いろいろ言われてるんですけど、「市行政は市民の事務局。でも、市行政だけでできることには限りがある」。もうちょっと細かく言ったほうがいいのかもかもしれませんが、ちょっと時間がないので、またにしますけど、要するに、地域のことをよく知る地域住民が主体となって、行政がそれを支えるパートナーシップ型のまちづくりを進めることが大事だというようなことを言っていられざるわけです。といっても、地域コミュニティを活性化するには特効薬はないんだと。町内会に入りましょうというキャンペーンだけを行っても、あんまり意味がない。また、町内会に入らなければならないと強制することもできない。地域コミュニティを活性化させるには、町内会に行って何の役に立つの、煩わしいだけじゃないか、こう思っている人たちに、地域コミュニティは必要だし、そこに参加することは役に立つ、得になるんだということを実感として伝えることから始めなければならないと、このように述べていられざるいます。そして、地域コミュニティに参加してよかったと思うような活動を、そして、どのように展開していくか。行政はその地域の動きに呼応して、何をなすべきか、どうあるべきかという課題に目に見える形でこたえることが今求められていると、このように述べられてるんですけど、そこで、今、NHKの連続テレビ小説、朝の「まれ」ありますね。彼女は最初市役所の職員でした。ご存じだと思うんですけど、市役所の課長さんから、何のために仕事をしてるんだと言われました。何のために公務員になったのかと。そのときに、ドラマの世界ですから、答えたんですけど、応援するためです。目の前にある熱い思いを応援したい。応援するすばらしさを知ったと。このように彼女は答えました。始良市の職員は、市長はどうあってほしいとお考えでしょうか。

○市長（笹山義弘君） まず、地域コミュニティの中でのそれぞれの市民の方々のことですが、やはり、地域で住み続ける中で幸福感を感じるということは、やはり、人様のお役に立つところで、その喜びを感じたときにそういうふうを感じるんじゃないか。例えば、一つの例ですけれども、地域で神社再興をする。その中で、いろいろと地域がボランティアでかわり、そして、そのいろいろな成果が出てくる。そのことによって、大変喜びを感じていただいと。このことがまさに地域コミュニティであろうと思います。そういう中で、市職員においても一市民として積極的にかかわり、その地域を

愛し、そして、しっかりとそういうコミュニティを形成する中で、将来を担う子どもたちにそこをリレーションしていく。その意識を常に持ち続けるのが職員であろうというふうに思います。

○17番（和田里志君） 市の職員に対する思いを今、市長に語っていただきました。私たちも地域でいろんな活動をやっております。そして、いろんなときに、いろんなところに、市長にわざわざ来ていただいて、一言挨拶をいただく。あるいは職員の方々にさまざまなお手伝いをいただくことによって、それが行政とのより深いつながり、信頼関係が生まれるんじゃないかと。これこそが、これこそ、まさに共生・協働の原点じゃないかなと考えるわけですが、一つ残念なことがあったんです。私はあまり気にしなかったんですが、私どもの関係する団体の方から言われまして、5月5日に「始良っ子・明るく元気に・大空へ」というこいのぼりのフェスティバルをやりました。今までは、市のキャラクター人形くすみんに来ていただいて、子どもたちと一緒に写真を撮ったり、あるいはポニー号に来てもらって、一緒に写真を撮ったり、ヤギとか戯れていただったり、太鼓踊りを見ていただいたりしたわけですが、残念ながらことしは参加してもらえませんでした。その理由についてお知らせください。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） お答えいたします。

議員仰せのキャラクターのくすみんでございますが、その貸し出し等につきましては、現在は、市の直接する事業あるいは関連のする事業の中で、所管の市の職員が着ぐるみを着てやってるということで、実際着ぐるみそのものを貸し出しという形はとっておりません。というのは、このくすみんができた時点で、その貸し出しも含めた取り扱いの中で話し合いを関係の部署で持ったことがありまして、一般に貸し出したときに、当然くすみんは一体では動きもできませんので、もし、そこで子どもたちが寄ってきたりして、事故等が起きた場合に、その辺の事故に対する補償、リスクという部分で、十分補完できないのではないかとということで、一応、今のところは職員が入ってするというところでやった。着ぐるみそのものは貸し出すという形はとっていないということでございます。

○17番（和田里志君） 心配されることもよくわかるんですね。ただ、事故が起きたら大変だとか、そういうことを心配するんだったら、つくらないほうがいいですよ。何のため、税金を使って、3体もつくってあるんですか。やはり、いろんなのをPRするためでしょう。PRするための一つの手段として、議会でも承認されてできたと思いますよ。一般に貸し出しをして事故が起こったら大変。じゃあ、所管がしたら大丈夫なんですか。その辺のところは少しおかしいと思いますよ。だったら、貸し出しをしても、貸しても大丈夫なように講習会でも開けばいいじゃないですか。ここに吹田市のキャラクターの使用規定と貸し出し規定とありますよ。やはり、こういうのはちゃんとつくっていただいて、そういうのも、ここが地域力の、そういうところが地域に出向いて行って、いろいろお手伝いいただく。それが地域力とつながってくるんじゃないかと思えます。

これもう答弁要りませんが、最後に時間ありませんが、子育て支援の強化について聞きます。

始良市は子育て基本条例を制定して、市の総合計画や市長の施政方針でも、子育て支援の強化については2番目に大きな施策の柱として掲げておられます。そして、行政や地域が包括して見守り支援していく体制を構築していかなければならないと考えると述べられました。そこで、私も順調に行ってるんだなと思ってましたが、一方で、もう少し、こうあってほしい。他市と比べたらおくれるん

じゃないかと言われることもあります。特に今回発達障がいのことについてお尋ねしておりますが、この発達障がいの方々が受けられる、いろんな受給者証というのがあろうかと思うんですが、この発行窓口はどこですか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

障がい者の通所サービスなどを利用するための福祉サービスの受給者証の発行でございますが、現在、長寿・障害福祉課の障害者福祉係のほうで発行させていただいております。

○17番（和田里志君） 発達障がいというのは、いろいろな症状があるということで、全てが障がいというわけじゃないかと思うんですが、そこで、せめて、この受給者証の発行を子育て支援課でできないかという相談があるわけですね。今言いましたように、なかなか、特に軽い発達障がいの場合の方とか、自分の子が発達障がい、障がい者である、障がいであるということを認めたくない、認めたくない。そういうお気持ちも強いかと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

ただいま申し上げましたように、受給者証、障害者福祉係での発行でございますが、今、私どものところの長寿・障害福祉課と子育て支援課のほうが隣同士という配置になっております。子育て支援課の窓口に来られた方も、今まででありますと、障害福祉のほうの窓口で障がいの関係ということで案内はしてはしておりましたが、議員おっしゃるように、ある程度、そういうお気持ち、その辺を考えますと、来られた方はそのまま子育てのほうに座っていただき、窓口で座っていただきまして、職員のほうが、障害者福祉係の職員のほうが動いて対応しようという形で考えております。

以上でございます。

○17番（和田里志君） そのほかにも、こういう発達障がいの方初め、とにかく専門員の相談員を市に置いていただけないんだろうかという相談も来ております。これは、私、所管でありますので、また所管課で機会を見ながら聞いていきたいと思ってるんですが、「ネウボラ」という言葉があります。これはフィンランドで制度化されてる子育て支援施設のことでございますが、ワンストップ拠点、子育て世代包括支援センターというのを厚労省が今度、全国で150市町村ぐらいが取り組むということで、このことについては同僚議員も質問しておりますので、あまり触れませんが、始良市の取り組みについてお聞かせください。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

今、議員のほうからありました「ネウボラ」ですけれども、フィンランドのほうで進められている支援場所の一つですけれども、始良市におきましては、保健センターなどを中心にしまして……。

○議長（湯之原一郎君） これで、和田里志議員の一般質問を終わります。

次に、23番、湯川逸郎議員の発言を許します。

○23番（湯川逸郎君） 登壇

皆様、おはようございます。2番目に一般質問をいたします、湯川逸郎でございます。本日は、大変お忙しい中、議会傍聴においでくださいました皆様方に心から敬意を表します。

私は、このたびの口永良部島の噴火により被害を受けられた皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。一日も早く沈静化することを心から願っております。

一般質問にあたり、今日の社会報道では、国際化、情報化、高齢化等に向けた報道認識を形成されている中で、地域の自然や歴史、文化の特性を生かし、多種多様な地域政策が求められていると理解しています。地方創生政策で、まち・ひと・しごとの戦略を求め、人口ビジョン、総合戦略の策定が進められております。本市の県央のよさを生かした県内一暮らしやすいまちづくりのためにも、民間企業の活用・連携は、行政サービスの効率化と行政サービスの向上につながると思って考えております。

今後の始良市まちづくりと始良市発展につながるために、次の3項目について一般質問をいたします。

まず、1問目は、地方創生事業と民間企業の活用についてであります。

平成27年度施政方針で示されています、まち・ひと・しごと創生における地方創生事業で、民間企業の活用・連携は、行政サービスの効率化とサービスの向上のために新たな取り組みとして推進すべき事項と示されておりますが、具体的にどのような事業をどのように活用し、住民サービスに活用されていけるのか、そのお考えをお伺いいたします。

2問目は、始良市衛生協会の役割と資源物収集を含むごみ行政の取り組みについてであります。

始良市には、行政外郭団体として、防犯・暴力追放協議会、衛生協会の団体があり、地域の環境改善及び健全なる住民生活向上を図るための活動を展開しています。

1番目に、ごみ行政の取り組みにおいて、始良市衛生協会で協議を行い、ごみ行政の改善策を行政に反映させることが最も重要な協議事項であると考えますが、3月議会後、新年度に向けて、どのような協議がなされたのか、お伺いいたします。

2番目に、始良市衛生協会の会員数は2万1,304世帯と記載されているが、会員外の数をお伺いいたします。

3問目は、大型ショッピングセンターイオンタウン始良（仮称）の着工に伴う交通渋滞緩和と周辺環境整備についてであります。

大型ショッピングセンターイオンタウン始良（仮称）の起工式が5月19日に行われ、平成28年春の開業を目指し、1期工事が着工されました。また、既存施設は2期工事で建て直して、平成29年春、映画館が入る計画予定であると報道されました。

市としても、平成29年度内の完成を目指している九州自動車道桜島サービスエリアスマートインターチェンジに関する周辺の環境整備に努めると述べておられますが、まず1点目に、交通網の整備が喫緊の課題であります、その内容等についてお伺いいたします。

2点目に、始良市都市計画マスタープランによる建昌周辺の都市計画道路錦原線と都市計画道路宮島線を結ぶ路線の計画はどのように進められているのか、お伺いいたします。

3点目は、市役所本庁舎から船津方面に通ずる都市計画道路宮島線と九州自動車道との交差するボックスカルバートは、現在でも交通量も多く、歩道も狭く、非常に危険な市道であります。早急なボックスカルバートの拡幅が喫緊の課題であります、これまでの経緯と今後の計画方針を具体的にお示しく下さい。

以上、3項目について質問いたしますので、市民の方々にわかりやすく誠意あるご答弁を求めます。
あとは一般質問席にて質問いたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

湯川議員のご質問にお答えいたします。

1問目の地方創生事業と民間企業の活用についてのご質問にお答えいたします。

本市における、まち・ひと・しごと創生については、人口動向・将来人口推計の分析や中長期の将来展望を図り、2060年までの始良市人口ビジョンを策定し、さらに平成27年度から31年度までの5年間の始良市まち・ひと・しごと創生総合戦略を今年度中に策定する予定であります。

策定にあたりましては、行政報告で申し上げた、始良市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議におきまして、どのような事業を、どのように活用していくかなど、有識者等の専門的かつ多様な意見をいただきながら協議を進めてまいります。

次に2問目の始良市衛生協会の役割と資源物収集を含むごみ行政の取り組みについての1点目のご質問にお答えいたします。

市衛生協会におきましては、平成27年度に向けた理事会を本年3月30日に開催し、27年度に取り組む事業について協議を行っております。

また、4月27日に定例総会が開催され、理事会の協議結果を踏まえた継続、新規事業について、提案どおり承認されたとのことであります。

継続事業については、ごみステーション用金属製ボックスやネット購入に対する補助、監視カメラ設置による不法投棄防止対策、環境保護やごみ減量に関する啓発用の衛生協会だよりの発行、各種環境活動団体が行う事業への助成であります。

これらのほか、錦江湾クリーンアップ作戦や市内一斉清掃作業などへの参加協力依頼を計画されております。

また、新規事業については、始良リサイクルセンターなどの拠点資源物ステーションにおける衣類リサイクル事業への協力依頼や広報、そして、親子参加型の環境学習ツアーの実施を計画されております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

市衛生協会の会員については、協会規約におきまして、市内に住所を有する世帯主と規定されるようであります。会員数については、各自治会からの報告に基づき、昨年度決算では2万1,304世帯となっており、今年度分については、現在集計中とのことであります。市衛生協会の会員以外の数については、各自治会における居住の状況などの理由により、自治会加入世帯とは報告数が異なる場合もあることから、正確な数字の把握については難しいものと考えております。

次に、3問目の大型ショッピングセンターイオンタウン始良（仮称）の着工に伴う交通渋滞緩和と周辺の環境整備についての1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

イオンタウン周辺の道路整備につきましては、（仮称）桜島サービスエリアスマートインターチェンジにアクセスする市道鍋倉触田線、サービスエリア北線、雨乞線の用地・補償調査を現在実施しており、今年度、九州縦貫自動車道と接続するランプ周辺の整備工事に着手する予定であります。

また、イオンタウンから国道10号へ通ずる市道森船津線、イオンタウン北側の市道鍋倉触田線、下

深田北線については、早期完成に向け、現在施工中であります。都市計画道路錦原線の延伸については、整備に向けて、交差点の方向別交通量や幅員などの調査を実施いたしました。今後、地域住民の方々との合意形成を図りながら、都市計画の変更手続を進め、整備推進を図りたいと考えております。

また、市道森船津線と九州縦貫自動車道が立体交差するボックスカルバートについては、これまでも歩行者専用のボックスカルバートを新たに設置する検討を行った経緯があります。しかしながら、事業費や九州縦貫自動車道を供用しながら工事を行わなければならないことなど、大きな課題があることから、実現には至っていないところであります。

市道森船津線は、中心市街地から蒲生地区を結ぶ都市幹線道路であり、道路ネットワークにおける機能面から必要な路線であると認識しておりますので、国や県、西日本高速道路株式会社と連携を図りながら、整備の実現に向けて、調査研究してまいります。

以上で答弁を終わります。

○23番（湯川逸郎君） 1問目の答弁をいただきましたが、それに基づきますとともに、これから私の考えを入れながら、2問、3問目と続けてまいりたいと思います。

まず、地方創生事業の民間活用、企業の活用ということでございましたが、これは、現時点での問題点というのは、今までいろんな事業をやりながら、どのような方向が一番無難なのか、協議会にかける前のご意見をお聞かせください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

まち・ひと・しごとの創生戦略につきましては、実際、戦略推進会議、その前に本部会議、その前に、また、各所管でいろいろと調査、計画を立てて、進めていくわけでありましてけれども、民間の活用というのは、そういったことを進める中で出てくるものであるというふうに思っております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 私のほうも想定しまして、第2問目に入れておりました。始良市の事業で、地域特性の実効性のある1次産業、2次産業や観光産業等の取り組みで、民間企業との連携を具体的な政策として、どのように捉えているのかをお伺いしますという質問をする予定で計画しておりました。既に、もう今、答弁されましたので、次の問題に移ってまいります。

では、市内の各地域が抱える課題や問題点は各々異なりますが、市として、総合的な民間参入をどこまで考えておられるのか、お考えをお聞かせください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

創生総合戦略におきましては、その推進会議のメンバーの中に地域住民の方を含め、いろいろな方がいらっしゃいますので、そういった中での意見もお聞きしながら策定していくことになろうかお思います。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 非常に始良市の場合は地域特性が多ございますので、そういうものがスムーズに流れるような総合戦略を推進していただきたいと思います。

次に、第2問目のほうに移ってまいります。

始良市衛生協会の役割と資源物収集を含む、ごみ行政の取り組みについて質問いたします。この問題が今回のメインということで、私は捉えております。正確にお答えを願いたいと思います。

今まで、平成27年度に取り組む事業として協議を行って、現在の取り組みは以上のようなものということです。以前と変わらない答えであります。この中で、何の意味があるんだろうというのがいっぱいあります。その中におきまして、一番最後に私が目についたのが、新規事業として、始良リサイクルセンターなどの拠点資源物ステーションにおける衣類リサイクル事業の協力依頼や広報、そして、親子参加型の環境学習ツアーの実施を計画しておりますということですが、これはどうということなのか。今までない新規事業でありますので、改めてここで答弁していただければと思います。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） お答えします。

今、議員のほうからお尋ねがございました、拠点資源物ステーションにおける衣類リサイクル事業への協力依頼とそれから環境学習ツアーの件ですが、まず衣類に関しましては、昨年、ちょっと試行的に行っております。古着の回収につきましては、10年ほどいろいろな検討はございましたが、その回収先、そして、それから回収した後の利用先の確保等がいろいろ問題がございまして、頓挫した経緯がございます。今回につきましては、東南アジアやそれからアフリカ、そちらのほうで衣類として再利用されるということ、それから、回収されました衣類の中には衣類として使われないものがあります。これにつきましては、RPFとして、燃料として再利用できるということで、それが確認できましたので、今回取り組んでるところであります。

また、古着に関しましては、ちょっと個人的なプライバシー的なものもございまして、各自治会での回収ではなく、拠点型ステーション、始良リサイクルセンター、それから加治木総合支所、そういったところでの回収にしております。

次の親子参加型の環境学習ツアーなんです。これは親子での、環境でですね、環境意識の向上を図るために、結局、ごみ減量とか、それから、なぜ、そういったごみ減量を図らないといけないのか、資源物を収集しないといけないのかということとを学んでいただくために、親子単位での募集しまして、子どもさんと親ごさんの環境意識を高めてもらうということで計画しております。これにつきましては、大型バスを利用しまして、そういった施設を利用して、回って、勉強していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 1問目の答弁で、私、びっくりしたのは、始良市衛生協会の会員数は2万1,304世帯と記載されているが、会員外の数をお伺いいたしますということで答弁を求めました。しかし、その答えは、ただいま集約中であって、自治会加入世帯は多く、戸数が異なる場合もありますが、正確な数字の把握は難しいです。決算の時点でどうしてわからなかったんですか。そのあたりで、始良市においては、平成27年3月1日現在の人口が7万6,168人、世帯数で3万4,816世帯あります。始良市衛生協会の会費納入世帯はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） お答えします。

現在、27年度の4月1日時の始良市内の世帯数につきましては、住民基本台帳で3万4,823世帯というふうになっておりますが、27年度の始良市の衛生協会の総会におきまして、決算では、その時点で、2万1,304世帯というふうにしてます。これにつきましては、衛生協会というのは、自治会と同じように任意団体でございます。議員がおっしゃられるのは、恐らく衛生協会の規約のほうで、世帯主が市内に住所を有する世帯主ということからだと思いますが、この差につきましては、市民のほう任意団体であります自治会への加入、これにリンクしてるものでございますので、恐らく、その差になると思います。今、数字的には住民基本台帳の世帯数から自治会加入数を引けば、それでいいんでしょうけど、その数字以外にも、例えば、独居老人を外す自治会等もございます。いろんな事情ございます。それにつきましては、各自治会からの、自治会長からの報告によって、会員として、一応決算上、上げているところです。それで、26年度分の決算として、2万1,304世帯が世帯であったということでございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 私は、そういう感覚じゃないんです。衛生協会の会員は市内全域の世帯が対象で、会員が構成されていると考えております。どのような算定で、現在、そういう数字が出てくるのか。不思議でたまりません。そのあたりを答弁ください。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 市外のほうから、始良市内に転入されてくる場合には、自治会加入のことを一応お願いしております。その結果、今現在、始良市内の世帯数は3万5,000世帯近くありますが、自治会の加入数が2万1,000ちょっとだと思います。これにつきましては、自治会への加入、入ることによって、衛生協会の加入者が伸びてくると思いますので、そこについては、窓口でも十分に加入をお願いするところでございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 私がごみ問題を捉え上げたときには、これは始良市民全域のごみの処理ということになります。衛生協会の会員が相当数違います。始良市のごみ行政の対象者は、さきに質問いたしました、人口7万6,168人、3万4,816世帯であり、衛生協会費の納入世帯は2万1,304世帯で、約61%の会費の納入状況であります。会費は、1戸当たり150円で、319万5,600円計上されております。そこで、未納者世帯1万3,512世帯の取り扱いをどのようにして行っていращるのか。どういう解釈をもって、こういう数字が出てくるのか。置き去りになる未納者世帯のことをどのようにして衛生行政を進められるか、お聞かせください。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） その会費未納世帯につきましては、非常に私たちども、衛生協会のほうでも悩んでるところでございます。これにつきましては、衛生協会、防犯協会、いろいろございますが、自治会、それにつきましては、市としましても、加入促進をするということで、その努力を続けていくということで、この差を埋めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 悩んでいるということ。事務局は悩んでいる。その対策は、市長、どうい

ふうになされますか。

○市長（笹山義弘君） 自治会のあり方ということについて、法廷で結果が出ておまして、任意団体である以上、法やら条例で縛るということができない仕組みでございます。そういうことからお願いをしていくということになるろうというふうに思います。このことは、機会を捉えて、機会あるごとに、私も申し上げますし、窓口でも、そのようなお願いしてるところでございますが、それに比例するような形での衛生協会のあり方だというふうに思います。このことはモラルに訴えていくしかないと思いますので、今後とも粘り強くお願いをしていきたいというふうに思います。

○23番（湯川逸郎君） 粘り強く、今までもずっとしてこられても、未納世帯、無所属世帯、それは改善の方向性が見えているのか。もう1回質問いたします。市長。

○市長（笹山義弘君） 繰り返しになりますけれども、例えば、市民のそういうごみ行政に対する条例等を設けて、強制力を持たしてできることならば、それが法として許されればいいのですが、そういうことにはなっておりませんので、そういう形で、今後とも努めていきたいというふうに思います。

○23番（湯川逸郎君） じゃあ、質問を変えますが、じゃあ、財政課のほうにお尋ねいたします。自治会への補助金等の算定方法はどのようにして支出されているのか、お伺いいたします。

○議長（湯之原一郎君） 市民生活、（「財政課。指示してます」と呼ぶ者あり）誰が答えますか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

ことし、今年度から、校区コミュニティ協議会がスタートしておりますけれども、その中で、基本割とあと世帯数ということで補助金を出しておりますけれども、それは、世帯数につきましては、自治会加入の世帯全体の世帯数でございます。

○23番（湯川逸郎君） 算定の方法は、それは自治会員全員ですか。未所属者も入ってのことですか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

自治会加入者でございます。

○23番（湯川逸郎君） そういうふうに述べられるんだったら、ごみ行政はどういうふうに財政的に考えていらっしゃるんですか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） ごみ行政につきましては、始良市の廃棄物及び清掃に関する条例に基づきまして、市の役割、市民の役割、事業所の役割というのが明確に規定をされております。ごみ行政につきましては、始良市市民全域の方を対象に処理をする役割があるというのが法律上、条例上、定められておりますので、サービスを提供してるということでございます。

○23番（湯川逸郎君） 責務が市にありますと。じゃあ、財政的にどういうふうになるのか。お考えになりながら行政進めていらっしゃいますか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） お答えします。

ごみ行政につきましては、今、先ほど、部長のほうからもありましたように、市民全体が対象というところで行っております。これにつきましては、予算を組んで、議決を受けまして、ごみ行政に対する予算というのを確保しましてから実行してるところでございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 市民全体のことを考えながらやっていたらというところで、先ほども申しましたように、全体的には61%の会費納入ですよ。わかりますか。これが自治会の加入者のことですよ。こりゃ。そのほかに無所属がいらっしゃるんですよ。そういう方々も、税金も使うちゅうのに、平等に云々ということをおっしゃいますが、どうして、こういうふうなかけ離れた数字が出るのかということがきょうの問題点なんです。そのあたりは、未納者の1万3,512世帯の取り扱いというのは、どういうふうに取り扱っていくのかということをもう1回答ください。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えします。

衛生協会の未納の議論とそれから税金を投入するという議論は、ちょっと別に考えなくてはいけないということを考えております。衛生協会の未納につきましては、衛生協会の活動に、任意団体の活動に対する財源ということで、衛生協会の活動に関しての影響ということでございまして、行政がサービスをしている、福祉・医療・保健、それから環境・教育、全て税金で担っているわけですが、始良市民である以上は、全ての市民にサービスを提供するというのが行政の責務だというふうにご考えております。

○23番（湯川逸郎君） 今、部長のほうで答弁されましたが、答弁じゃそうじゃないでしょう。継続事業にしまして、ごみステーション用の金属ボックスやネット、こういうものを全部やりますと。これは無所属者も使ってるじゃないですか。あるいは衛生協会の会員外の方々使っていらっしゃるんじゃないですか。そのあたりを答弁ください。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） お答えします。

今、各自治会のほうで、ごみステーション金属製ボックスとか、ネット購入されて設置されておりますが、この利用に当たっては、自治会のほうでは、自治会員をお願いしとるところもありますし、また、未加入の方につきましては入れられないという意見もございまして、そこについては、自治会長さんたちとお話をされて、中に入れさせてもらってるという自治会もあるようです。市内にはいろいろなごみの出し方についてはあるようです。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 次に入りますが、各自治会から衛生協会の会費の納入世帯は少なく、市からの補助金交付算定の人口は多く、の行政施策を市長はどのように捉えていらっしゃいますか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 先ほど答弁しましたように、衛生協会の未納と行政がサービスを提供するものとは別枠で考えるということでご理解をいただきたいと思います。

○23番（湯川逸郎君） ご理解できないところがあるから、僕は質問してるんですよ。わかりますね。その食い違いが。衛生協会というのは任意団体だから関係ないよということじゃなくて、全体的な衛生事業を行っているんですよ。その管理を。だから、関係ないですよ。一般行政から入る歳入とは関係ないですよということは言えないと思うんです。入ってくる金は財政課のほうを組み立てます。だけど、執行して行っていくのは、その衛生協会じゃないですか。補助金として。だから、切り離すことはできないと私は考えております。だから、やはり、そういうことを考えて、行政を進めてほしいと思います。

次に移ります。

私は、ごみ行政の経費等について、今、質問いたしました。急速に高齢化が進む中、ごみ行政は最も大きな福祉の原点であると私は捉えて質問を行っております。

資源物収集は最終的に資源を生かしたことが国の目的でもあります。矛盾を与えるごみ行政を急速に見直し、高齢者や勤めに行かれる方々の弱者に視点を置き、また多くの市民の方々の要望でもあります。ごみステーションでの資源物収集への改善を強く望みますが、これは市長にお答えしていただければと思います。

○市長（笹山義弘君） 全ての行政の執行について、そうでありますように、市民の皆様のご同意といえますか、ご協力なしには何一つ進まないわけでありまして。したがって、ごみ行政も同じくでございまして、地域の皆様方のご協力なくしては、ごみ行政も動きませんので、合意形成を図りながら進めていくということであろうというふうに思います。

○23番（湯川逸郎君） 非常に難しい問題ですから、時間を要してしまいますので、端的に答弁していただければと思います。

先ほどから私は、高齢者や勤め人、そういう弱者に視点を置いた、ごみステーションの問題、これは市長もお考えですよ。もう1回答弁ください。

○市長（笹山義弘君） 始良市になりましたから、いろいろと市としてのごみ行政の進め方というのは一定の方向で進めさせていただいております。多くの市民の方、生活様式もいろいろでございまして、そういう共働き世帯もふえたこと等々がありまして、そういうごみステーションの増設をしたり、そういうことも努めているところでございます。今後とも、そのようにしていきたいというふうに思います。

○23番（湯川逸郎君） 市長、よく見ちゃってくださいね。聞いちゃってくださいよ。本日の議会場で、資源物袋の提示を議長の許可をいただきました。これは始良市の資源物袋です。覚えていらっしゃいますか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 資源物袋につきましては、旧町の、特に旧蒲生町というふうに記憶しておりますけれども、合併協議におきまして、袋方式は廃止をしまして、コンテナ、ネット、そういうものに統一して切りかわってるちゅうのが現状でございます。

○23番（湯川逸郎君） これは、この文字は見えませんか。始良市指定袋手数料徴収済み。町をきれいにしましょう。プラスチック容器包装専用ですよ。

もう一つあります。これは、町をきれいにしましょう。ペットボトル専用の袋です。これは始良市です。合併した後につくった、蒲生、加治木を専用として使われた分です。現在は使っておりません。どうして使わなくなったのか。そのあたりが一番きょうのメインです。お答えください。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） お答えします。

始良市が合併しまして、旧3町ごとに、それぞれいろいろな資源物収集につきましても収集方法が違っておりました。今、議員が提示されました資料につきましても、加治木町、蒲生町のほうだと思います。合併後、旧3町の収集体制につきましては統一化を図りたいということで、努力して、今現在、3町のほうで平準化されたところでございます。これは、また改めて資源物収集につきましては、そういった専用の袋を使ってするっていうことにつきましては、新たなごみの発生にもつながりますので、それについては、今の現状で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 市長。簡単ですよ。改善するのは。改善するのは簡単ですよ。資源物の袋を一つだけ使って、それをステーションに置くような方法に各家庭にさせてしまえば、ほかの袋は要りません。容器も要りません。そういうようなものを考えて、ごみステーションの市民の方々を出す方法に簡単でございますが、市長はどのように考えていらっしゃるから、そのあたりをお尋ねします。

○市長（笹山義弘君） 合併までの歴史、そして、合併後の統合を図るまでの経緯、いろいろございますが、また、ごみ行政に対する考え方も多種多様いろいろあろうというふうに思いますが、先ほど来お話しておりますように、行政というのは市民の皆様の合意形成をいただかなければ進めていけませんので、そのことについても、そのようなルールでしていくという必要があろうというふうに思います。

○23番（湯川逸郎君） 難しいですか。改善するのは。市長、難しいですか。合意のことちおっしゃいますが、最終的に、市長、こういう方法でやりますよ。やりたいですよというふうにおっしゃっていただけりゃと思います。（「議長」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。民間の旧始良町に建設された始良リサイクルセンターの施設建設は、始良リサイクルセンター施設概要書によりますと、これですよ、読みますと、平成13年12月27日から平成14年3月29日の後期で約3か月間です。短期間で施工されて施設が整っているんです。と同時に、当時、私は、5か町を取り持つ事務局の事務局長でして、加治木のほうにいました。そのときに、5か町の広域行政も、このリサイクル問題を取り上げて計画をされておりました。その5か町の広域行政の中身につきましては、リサイクルプラザ

という建設でございました。これは、やはり、そういうものを考えますと、全ての資源物の処理ができるということを念頭に置きながら計画したものでございましたが、先ほども読みましたように、わずか3か月の短期間で施工された施設で、始良町の、旧始良町から始まったリサイクルの問題です。そういうものを考えた時点で、現時点では、市民に応分の負担をかけている状況であるじゃないですか。市長、当時のことを思い出しますよね。私が加治木におった時点で、町長として参加されましたよね。当時は、その時点のことを思い出してください。私は市民の立場に立って質問を行っております。今後はますます高齢化が進んでいくものです。リサイクルは本当にきれいごとじゃないんですよ。国は燃やすものは燃やさないという方針のもとで、熔融炉もつくられましたよね。洗ってどうこうっていうことじゃないんです。改善できるものは、お年寄りが多くなってから、改善することは簡単なんです。いつでも出してくださいって。出してくださいってありがとうございますというのがごみの行政です。そのあたりがちよっと認識不足じゃないかなと思っております。誰のために視点を置きながら市長はごみ行政を進めていらっしゃるのか、お伺いします。

○市長（笹山義弘君） 私に課せられた課題は、市民に安全安心な生活を確保させていただくということですから、そういう意味で言いますと、市民のために尽くすということが本旨であろうというふうに思います。

○23番（湯川逸郎君） 非常に端的に市長は答弁されました。私は残念でたまりません。もう少し頑張ってくださいよ。人の言うことも聞きなさいよ。本当に、市長もう今何歳ですか。あと10年たったら、どうなります。持っていきますか。近くで何とかできんのかということを知りたいです。ただ、それだけのことは執行部に言えないのか。そのあたりをもう1回答ください。

○市長（笹山義弘君） まちづくりというのはいろいろな課題がございまして、大きくその方向性とかいうことであるわけですが、具体については、それぞれの所管が市民の皆様との合意形成を図りながら、いろいろと積み上げていくものだというふうに思います。そういう観点からしますと、このごみというのは、全てをトップダウンでしていいかどうかということもあろうと思います。そういうことで、今後ともいろいろな各種団体等々もしっかり協議をしながら、市民のためにどのように図ればいいのかということもしっかり協議をしてまいりたいというふうに思います。

○23番（湯川逸郎君） 市長、そんな言いわけのことを言うんでありませんよ。ごみ行政はきれいごとじゃ済みませんよと、さっきも私は言いましたよ。そして、そういうものは、年寄りが多くなってくるんですよ。皆さん、私、もう15年ぐらい、このことばっか言ってますよ。組合におるときから言っています。だから、燃やすものは燃やさない。汚いものはちゃんと燃やせというような指示を私はしよったです。だから、リサイクルプラザというものをつくって、半端物の製品は、壊れたものはもう1回やり直すと、自転車3台を1台にしなさいというような修繕工場までつくる予定でありました。そういうものが今、簡単にできない。どういうことでできないのか。具体的に、市長、もう1回答ください。

○市長（笹山義弘君） 私がその当時のことを言う立場には今ないというふうに思います。そのときに、

湯川議員が先ほどご指摘いただきましたが、そのときに首長の立場であったらというようなご表現がございましたが、そういう立場には一切ございませんでしたので、差し控えさせていただくことがよいと思います。

ごみ全体については、いろいろと収集のあり方ということについても、始良地区を中心に2か所ほどモニターをとったり、いろいろ、そういうこともする中で、市民の合意形成を図るといふことの努力もしておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○23番（湯川逸郎君） 残り少ない10分間の中で、3問目に移りたいと思います。

ショッピングセンターイオンの関係で、非常に交通渋滞が行なわれております。この中におきまして、私は質問いたしました。

その中におきましても、その路線ごとに、どうだ、こうだということで述べられております。一番、端的に申し上げたいのは、都市計画路線錦原線の延伸については、整備に向けて交差点の方向別交通量や幅員などの調査を実施しましたと。今後、地域住民の方々の合意形成を図りながら都市計画の変更手続を進め、整備推進を図りたいと考えておりますという答弁が来ております。このことにつきましては、非常に地域住民が早くしてくれと、何とかできないのかと、また渋滞するじゃないか、高速から下のほうはどういうふうに考えていくのかと、そういうふうなことが痛切に私のほうに参っております。ですから、結果はどうであろうが、順序立てて方向性を示してほしいと私は思います。その幅員などの調査の結果はどうだったのでしょうか。

○建設部長（岩穴口弘行君） お答えいたします。

市長の答弁でもございましたように、今、現段階では、交通量とか、そのような調査をしてる段階でございまして、まだ、幅員が幾らになるというふうなところまでは行っていないところでございます。今後は街路を新しく延伸するということとなりますので、その都市計画の決定という手続から、まず行っていかなければならないというふうに思っております。

○23番（湯川逸郎君） この路線は、最初に、この前の第1回目の都市計画路線決定されるときに、これは乗りおくれた時点なんです。そういう声がありながら路線決定にさせていただいておりません。だから、今回、早急に錦原線の延長ちゅうのはしなければならぬということなんです。ですから、きょうはこのことをお聞きしたいということで、傍聴人にもたくさん来ていらっしゃいます。もう1回、そのあたりの、どうしておくれて、こういう形になっているのかを経緯をお知らせください。

○建設部長（岩穴口弘行君） 都市計画道路錦原線でございますが、計画決定がされているのは、九州縦貫道を抜けて、約100mぐらいいままでというふうになっております。この先が計画決定がされていないという理由は、計画決定の折にいろいろな事情があって計画決定がされていないということであるんですけれども、交通事情が日々変わってきてまいりまして、今回、ご質問の中にありますように、延伸をというふうな形で、私どもも調査のほうに入っているところでございます。そのようにご理解いただければというふうに思います。

○23番（湯川逸郎君） この路線がなけりゃ渋滞が緩和しません。蒲生のほうに抜ける道がないんで

す。渋滞だらけです。あとは、高速道路に乗るわけにはいきません。ですから、このあたりは、私がずっと言い続けてきた2連ボックスの活用なんです。それが今日大きな渋滞緩和につながるのか、ちょっと不思議でたまらないと思っております。そこで私は質問いたします。交通網の整備と合わせて、歩行者の安全対策も重要な懸案事項であります。自動車道の往来等がますます増大すると予想されます。国道10号線の横断歩道の安全対策として、重大事故が発生しないうちに、ここからが大事です。国に国道10号線の森南交差点、これは帖佐駅のほうに行く交差点。宮島北交差点、これは市役所から行くところです。それから運転試験場入り口交差点、これが山形屋のところ。この3か所に、市長、よく聞いちゃってくださいね。陸橋の横断歩道、これを早急に国に要請しなければ、あそこで路上を国道を歩く人がおったら渋滞で、四、五台しか通りません。ですから、渋滞緩和を防ぐのには、この陸橋を要請していく考えはないか、市長、まず、市長のほうにお答えください。

○建設部長（岩穴口弘行君） 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、このご質問いただきました交差点の交通量でございますが、大体12時間で3万2,000台ほど通っているようでございます。横断歩道橋というのは、渋滞の緩和あるいは交通弱者の交通事故防止のために設置されるわけなんですけれども、設置の基準といたしましては、横断する歩行者の1時間のピークの歩行者数が100名以上ということでありまして、交通量もこれに勘案しなければならないんですけれども、まず100人以上の歩行者がないと、設置基準ですので、今申しているんですけれども。

それと、設置する場合は、その横断する道路の道路管理者ですので、今、ご質問の箇所は県道の下手山田帖佐線、それから市道の森船津線、それと市道の錦原線になりますので、その道路管理者が設置をしなければならないというふうになっております。また、設置をするにあたりましては、どうしてもバリアフリーの観点、それから交通弱者に対応した歩道橋というふうなことがございまして、最近ではエスカレーターをつけたり、それからエレベーターをつけたりというふうな施設も出てきているようでございます。そうなりますと、1か所当たりの設置費用が多額になってくるというようなこともございまして、ここで、設置するというふうなお答えはできないところでございます。

○23番（湯川逸郎君） 最後の1分間ですか、教育長、済みません。（発言する者あり）

○議長（湯之原一郎君） 湯川議員、教育長には質問の相手先になっておりません。

○23番（湯川逸郎君） 学校教育関係のほうには質問ができないんですかね。学校教育。じゃあ、危機管理監のほうにお願いします。危機管理監。あと1分しかありません。始良小学校の通学路の見直しというのを再検討する考えないのか。そのあたりで交通量が非常に渋滞しますので検討してください。ありませんか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 危機管理監の所管が男女共同参画に移管しましたので、その立場でお答えいたします。

○23番（湯川逸郎君） 終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、湯川逸郎議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。
10分間程度とします。

（午前11時02分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時10分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

次に、12番、森弘道議員の発言を許します。

○12番（森 弘道君） 登 壇

本日は、たくさんの方が傍聴にお見えでございますが、改めまして厚く御礼を申し上げます。

民主主義の理念根幹を表現する代表的なものとして、アメリカの第16代大統領エイブラハム・リンカーンの「人民の人民による人民のための政治」誰もが理解をしている言葉でございます。国立のアーリントン墓地の開所記念式典の演説の中で出てきた一コマでございます。1人のカメラマンが思わず写真を撮ろうと準備をしているうちに話は済んでいたというエピソードがございます。たった2分間のスピーチ中に出てきた名文句であります。

今、日本の憲法が話題になっております。70年の平和な歴史を刻んできましたけれども、世界の流れの中で合わなくなってきたとのことであります。現在、国会で安全保障関連法案が審議をされていますが、抽象的でわからないことも多いです。法案が憲法違反との声もあります。海外派遣、自衛官の54人の自殺者も明るみになりました。自衛隊出動が歯止めがきかなくなり、拡大されつつあります。もっとわかりやすく国民の前に明らかにしていただきたい。それは政治家のための政治ではなく、国民のための政治でなくてはなりません。主権は国民にあります。国益を守るということですが、少し触れてみたいと思います。

ある小さな町工場でのことがテレビで紹介をされました。その会社はレンズをつくる会社で、レンズにかけては一流の技術を持っておりました。長年の研究の結果、すばらしいレンズが開発されました。30km先まで鮮明に見ることができるレンズです。そのことが、メディアを通じて海外に広く公開をされました。外国から多くの注文が殺到いたしました。社長が自分のところで作ったレンズが何に使われるのか、詳しく調査をしました。その結果、それは兵器、武器の一部として使われることがわかりました。望遠レンズとして応用すれば、30km以上のものまで見ることができるとの内容でございました。社長が自分一人の判断はできないとして、従業員の人たちの意見を聞いて判断しようと考えました。

意見として、1つは会社の収益が上がり将来の発展につながるので取引に賛成の意見と、自分たちがつくっているものが兵器として殺人のために利用されるのであれば反対である。人殺しの道具をつくっているのではないという2つの意見がありました。最終的議論のすえ、多数決で取り引きを断ったという内容でありました。一番大事なことは、この国益とも取れる社益でございます。この社長のとった行動は実に立派で民主的であります。社員の社員による社員のための会社であります。会社が儲けるかどうかの損得の判断はしておりません。そこには、崇高なる精神と他者を思いやる人間としての理性が働いております。

国益社益の概念の中には、他国を制してまで、あるいは他人を制してまで自己中心で利己的なものの価値判断をする見方がございますが、それは災いの種をつくるようなものであります。そのことが世界の平和、あるいは社会の通常を脅かすことになり、民主主義の基本理念に反することになると私は思います。一旦事が起れば、ここまでが限界でこれから先はできませんと、きれいごとでは済まされない運命共同体として、必ず後に引けなくなる、それが戦争というものであります。一旦始まれば、どんな理論も通用しなくなる、戦争体験者がそう語っておられます。

質問に入ります。

大きな1点目。将来を担う乳幼児の健康診査のあり方について。医療費抑制の観点から、かかりつけ医を持つことや、最近では薬局についてもかかりつけ薬局を持つことが検討されております。

1、年齢に応じてどのように実施されているか。健診の時間と場所を示してください。

2点目、集団健診から病院等での個別健診に移行することは考えられないか。鹿児島市、霧島市は個別健診であります。

3、集団健診と個別健診のメリット、デメリットについて、お示してください。

大きな2点目、市営住宅の入居者が安心して生活できるよう快適で文化的、良好な生活環境づくりに支援を。

最近、アパート、マンションの建築が急増する中で、市営住宅に入居される方々は自治会を組織運営され、地域づくりに励んでおられます。また、役員の方々のご苦労も多いと聞いております。

1、入居者は、住宅使用料のほかどのような負担がありますか。その負担が住宅使用料と同じく未納があることを承知しておりますか。また、これら負担については入居時に説明しておられますか。退居時にはどのように対応されているか、お伺いします。

2、住宅使用料や水道料金などと同じく、お互い情報を共有して、退居時に自治会の未納分が徴収できるよう連絡調整することはできないか、お伺いします。

大きな3点目、空き家対策の取り組みについて。空き家は、所有者の不明等により思うように改善されないのが実態である。廃屋、これは住む人がなく、荒れ果てた家という意味でございますが、廃屋となった家屋が相当数見受けられるが、台風等による倒壊や防災、防犯の面から周辺住民に不安を与えている。

1、現在廃屋となった空き家は何戸数ありますか。そのうち危険度が高く、撤去が必要な件数は把握しておりますか。

2、空き家の固定資産税等の課税総額は幾らですか。

3、家屋を撤去し更地にした場合、固定資産税等が上がることも解体、撤去が進まない一つの要因となっております。今回空き家対策特別措置法が全面施行されました。これにより自治体の取り組みも可能となりました。しかし、最終的に代執行しても撤去費用を確実に回収できるかどうか不透明でございます。善意を持って自ら解体、撤去がスムーズに実施できるよう市独自で限度額を設けるなど、助成の対策は考えておられませんか。

4、国の総合戦略、地方創生事業と始良市総合計画との関連、地域コミュニティ事業との関連について。1、平成27年度を初年度とする平成31年度までの5か年で自治体における地方総合戦略を策定することになるが、始良市総合計画との関連、位置づけはどうか、優先度があるのか。また、地域の独自性を尊重し、地域を活性化させる千載一遇のチャンスでもあります。地域コミュニティに反映されるのかを伺います。

2、総務省、国土交通省の主な支援策を見ても、これまで取り組んできた事業とあまり大きな違いがないように思われる。従来の考え方を変えて、住民の目線、思いを住民の立場で戦略、構想を練り上げてみたらどうでしょうか。それをもとに、官、民、産、学、NPOなど総合戦略推進会議のテーブルに乗せて協議、検討を行う。もちろん、それは企画課の戦略推進本部で十分調査、検討したものをテーブルに乗せるわけであります。地域戦略の地域に着眼、重点を置いた考え方に、例えばこのような取り組みが必要だと思えます。輝く原石の発掘になりますが、このような取り組み、考え方はできないか、見解をお伺いします。

3、地方に対する国の施策は、これまで幾つか表現を変えて取り組んできました。しかし、国の思惑どおり地方は変化してきていないのが実態であります。それは、国や県の定める法令、条例、規則等により一定の枠内でしか事業ができないところに難しさがあります。現在の法令、条例等を緩和するなど見逃さない限り、同じ手法の事業しかできない。今回の創生事業も、地方が思い切った、今までにない真の地域づくりを計画してもできないと考えます。見直し等について、市長会等を通じ、国、県へ働きかける考えはありませんか。また、市の条例等についてもどうかお伺いをいたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

森議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の将来を担う乳幼児の健康診査のあり方についての、1 点目のご質問にお答えいたします。

乳幼児の健康診査については、子どもの発育や、発達の節目の時期を捉え、3 か月児健診、11 か月健診、1 歳 6 か月児健診、2 歳 6 か月児歯科健診、また 3 歳 6 か月児を対象とする 3 歳児健診を実施しております。健診会場は、始良保健センター、加治木保健センター、蒲生ふれあいセンターの 3 か所で、健診時間はいずれも平日の午後であります。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本市は全ての乳幼児健診を集団健診で実施しております。県内 18 市の個別健診の実施状況については、3 か月児健診が鹿児島市や霧島市など 3 市、1 歳前後の健診が鹿屋市や薩摩川内市など 15 市が、医療機関に委託して実施しております。なお、1 歳 6 か月児健診と 3 歳児健診については、全ての市が集団健診で実施しております。

市といたしましては、子育て支援策の中で、今後、さらに強化されます「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」の実現に向けて、関係機関との協議を踏まえて、個別健診への移行について方向性を出していきたいと考えております。

3 点目のご質問について、お答えいたします。

乳幼児健診は、目的や内容がそれぞれ異なりますが、3 か月児健診を例に申し上げます。集団健診のメリットとしましては、医師や保健師、助産師、栄養士など多くの専門職に相談ができること、子どもだけでなく保護者の体調やメンタル面の相談ができること、健診で面識があるとその後の支援がしやすくなることなどが挙げられます。デメリットとしましては、保護者が健診の日時や診察医を選べないこと、診察医が診療の合間に健診会場へ出向くため、時間が限られること、受診者数により 1 人当たりの問診や診察の時間に差があることなどが挙げられます。

また、個別健診のメリットとしましては、子どもの体調や保護者の都合に合わせて受診できること、保護者が医療機関を選べること、予防接種や病気の際のかかりつけ医を決めるきっかけになることなどが挙げられます。デメリットとしましては、11 か月児健診まで、一度も会わない子どもや保護者が

いるために、さまざまな問題の把握が遅れること、未受診児への支援がタイムリーにできないこと、集団健診に比べて経費が高いことなどが挙げられます。

市といたしましては、今後、さらに精査しながら、子どもの健康や子どもを支援するために個別健診への移行に向けて取り組んでまいります。

次に、2問目の市営住宅の入居者が、安心して生活できるよう快適で、文化的、良好な生活環境づくりに支援を、についての1点目のご質問にお答えいたします。

市営住宅入居者の費用負担については、住宅使用料のほかに、市営住宅条例第22条の規定に基づく費用負担が生じます。これには共用部分にかかる費用負担も含まれておりますが、入居の際には共用部分の維持管理に充てる経費が発生する旨の説明を行っており、また退去時には費用負担の生産について、自治会長への連絡をお願いしているところであります。

しかしながら、自治会費などの未納額が多額になり、自治会運営に支障をきたすこともあることから、共用部分にかかる費用負担の未納金については、自治会と連携を図り、未納解消対策を検討してまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

市営住宅の退去者については、本人による公共料金、公益費等の精算手続きをお願いしており、個人情報保護の観点から自治会長に対し、退去者情報は提供しておりません。しかしながら、未納者対策、また自治会の健全運営を支援するためにも自治会との連携については、個人情報の取り扱いを含め検討してまいります。

次に、3問目の空き家対策の取組みについての1点目のご質問にお答えいたします。

廃屋などの空き家については、全国的に過疎化や少子高齢化が進む中で、中山間地域ばかりではなく、都市部においても深刻化している問題であります。平成24年度に市内全域で一戸建てを対象とした空き家調査を実施した結果、1,778戸の空き家を確認し、うち327戸が崩壊状態であり、使えない住宅として判定したところであります。本市における廃屋となった空き家で、倒壊や防災、防犯の面からも危険度が高く、撤去が必要な件数については、その全てを把握しているわけではありませんが、空き家の適正管理に関する相談件数は、平成25年度以降でこれまで11件の相談があり、うち5件は解決し、残り6件については、継続協議中であります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

これまで、空き家にかかる固定資産税等の課税額の調査は実施しておりません。なお、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項の規定に関する国の見解としましては、「地方税法第22条の守秘義務に抵触することなく、法の施行のために必要な限度において、空家等施策担当部局が法に基づく措置を講ずる目的のために、当該税情報を内部で利用することが可能である」とされております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づき、命令に従わない所有者、または管理者に代わり、市町村が除却等の代執行を行えることになっております。しかしながら、その除却等の費用を義務者から徴収できるかどうか、大変危惧するところであります。除却等を自ら行うために、その費用の一部を助成している自治体もありますので、今後、それらの自治体を参考に、除却後の跡地に関する管理や、空き家のさらなる利活用等についても早急に検討してまいります。

次に、4問目の国の総合戦略、地方創生事業と始良市総合計画との関連、地域コミュニティ事業との関連についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいた

します。

本市の総合計画は、総合的な振興、発展などを目的とした計画であり、これに対して今回策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、人口減少克服、地方創生を目的とした計画であります。このようなことから、本市の総合戦略は、第1次総合計画に基づきまして、人口減少克服、地方創生に関する施策を強化する計画になろうかと考えております。

また、本市の総合戦略が、地域コミュニティに反映されるかについては、総合戦略の中で地域の特色や地域資源を生かし、市民の方々に身近な施策を幅広く盛り込むこととしております。なお、地方創生先行型である、平成26年度地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を導入し、本年度から地域コミュニティの基盤づくりに努めているところであります。

地域コミュニティに関するさらなる事業や、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略については、始良市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の中で協議していただくこととしております。また、今後、この推進会議だけでなく、ネットワークが広範囲に広がり、つながりの強いものになることも見込んでいるところであります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

国におきましては、これまでも地方創生に関してさまざまな施策を行ってまいりましたが、縦割り、全国一律、バラマキ、表面的、短期的であるというような検証を受けて、今回、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の政策5原則に基づく総合戦略を策定しました。地方創生にあたっては、国、県、市町村が協調して5か年の総合戦略を策定、実施する体制を整えることとしております。

また、計画の中には、住民にもたらされる便益に関する明確な目標と、重要業績評価指標、いわゆるKPIを設定し、施策の実施経過については、計画・実施・評価・改善を行うPDCAサイクルによる施策効果の検証や改善を行うこととしております。今後も、見直しの必要があれば市長会等を通じて、国、県への働きかけを行い、また、市の例規についても検討したいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○12番（森 弘道君） それでは、2問目に入りますが、ちょっと答弁の時間が長すぎたように思いますが。

1点目の、乳児検診のあり方です。回答では、個別健診の移行に向けて取り組んでまいりますという回答をもらっておりますが、中身についてちょっとお伺いしたいと思います。

今までに、この保護者の方、あるいは関係の方からこういった集団、個別、これについて相談を受けられたことがあるかどうか、それをお尋ねします。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えいたします。

保護者からの直接的なものはないんですけども、健診の未受診者の理由をお尋ねしたときに、やはり仕事の都合がつかないとかいう理由もありますし、そういう個別での、こちらのほうからお尋ねした中で、そういうお答えをいただいたところはございます。

○議長（湯之原一郎君） 森議員、マイクに近づけて。聞き取りにくいですので、マイクにしっかり近づけてしゃべってください。

○12番(森 弘道君) 私も相談を受けまして、今回いたしたわけですが。このいろんな年齢に応じて健診があるようなんですが、平成26年度です、これは25年度になってるんですが、26年度の各健診について、25年度に対して、受診率が上がっているのか、上がってないのか、そこあたりについてお伺いします。

○保健福祉部次長兼健康増進課長(福山恵子君) お答えいたします。

平成26年度の乳幼児健診の受診率を見ますと、3か月が97.4%、11か月が97.2%、1歳6か月児が96.6%、2歳6か月児の歯科検診が94.0%、3歳児健診が93.3%となっております。前年度と比較しましたときに大体横ばいとなっております。あと、年齢がやはり高くなりますと、受診率のほうが低くなっております。

○12番(森 弘道君) 大体、ずっとこの受診率もきておるんですが、対象者です、対象者、それぞれの。対象者はふえてきておりますか、あるいは横ばいか、そこらあたりを教えてください。

○保健福祉部次長兼健康増進課長(福山恵子君) お答えいたします。

その対象者を考えるときに、例えば始良市の出生数などの推移を見ますと、大体630人前後で横ばいなんですけれども、あと新聞報道なんかにありましたように、転入者の増加ということで、子どもの数は微増しておりますので、対象者自体は少しずつふえてはおります。

○12番(森 弘道君) メリット、デメリットです。それぞれに、いろいろとあるわけですが。保護者の方々が一番受診しやすい方法はどういうことかです。あるいは、また逆に今度はするほう、先生方のほうもあります。だから、そういった保護者の方々のお考え、あるいはまた、今ありました受診率の向上、そういったことなどそれからまた、回答でももらっておりますけれども費用対効果です、費用対効果。この費用対効果でどうなるのか。それらを続けていくうちに受診率が上がるのかどうか、十分検討してもらいたい。

そして、子どもを持つ保護者、いろいろ家庭の事情ございます。ですから、一極端に縛るんじゃないくて、その自由裁量、そこあたりをやはり見極めながら、全部を個別健診にするとか、あるいは年齢に応じて個別健診、あるいは集団と分けてあるか、そういったところもあるようなんですが、そういったことも含めて今後、十分、検討してもらいたいと、このように思います。

1点目については、これで終わりたいと思います。

次の、市営住宅の件でございますが、これについても若干引かかるのは、個人情報のそういったのがあってなかなか難しい。この個人情報というのは、本当に本人を守るためにあるのか、あるいは逆にそのことがネックになって行政がなかなか難しい、オープンできない、そういった面も抱えておるようなんですが、これは昨年からのことについて私は相談も受けているわけです。今回、出したわけですが、公営住宅の維持管理事業として、やはり入居者をする方の安心安全を考えないと。

そうすると、退去されるときにいつ退去されたかわからない、そして未納金がある。もちろん、行政当局としては敷金がありますから、その敷金の中で出ていられるときに、京ふすまとか、あるいは畳、障子、そういったものは確認をされて過不足があるのかないのか、そこを確認されてそれで手続

が終わって出られるわけですが、市のほうは。しかし、自治会としては自治会費をもらわなきゃならない、あるいは共益費というんですか、浄化槽代もあるわけです。浄化槽代なんかは、先月までは支払いを、例えば80戸で差し上げましたと。

しかし、今月は5人退去されましたから、75戸しかありませんと。そういうことでもう終わってるんです。ですから、業者の方から見ればそういった、非常にすっきりしない、何とかできないんだらうかと。それがもうずっとどこも、1か所じゃないの、どこの団地もそうなってますから、公営住宅も。ですからやはり、そこ辺を自治会長さんはその住宅団地に住む良好な生活環境を維持管理、そういった、そしてまた地域コミュニティということも取り組まれるわけですから、やはり横の連携を密にさせていただいて、できうことなら、そのような公民館長さんの不安というものを払拭していただきたい。そういうことで、私は申し上げておるんですが。

水道料金です、例えば水道料金なんですが、水道料金は滞納がある、そういうときにはどのような対策か、ちょっとお伺いします。

○水道事業部長（有村正美君） お答えいたします。

水道料金が4か月未納がありますと、停水処理と言いますか、水をとめます。とめた上で、また通知を、連絡をいただいておりますので、お金を幾分かもらってまた通水をするという処理をしております。その前に1か月未納がありますと、随時督促状は出してあります。

以上です。

○12番（森 弘道君） この共益費の中で、ある自治会では26年度末の未納金が370万円あったということなんです。それは1か所の公営住宅です。それが市内で幾つありますか、そういったのがかなりあって相当な額に上がってくる。というようなことで、今回、何とかならないかということで、取り上げております。今後、そこあたりも含めながら、十分、個人情報の件を含めながら、検討してまいりますと、回答をいただいておりますので、ひとつ前向きに、できるものならば情報公開ちゅうか、それは皆さんにはできません、役員の方です。自治会長さん。調査、そういう方とよく相談をされながら、今後、進めていただきたいと、このように思います。

空き家対策ですね。次の空き家対策に入ります。

今回は、非常にこの空き家対策について質問があるようでございますが、今、新聞紙上非常にこの空き家のことが載っておるようでございますが、全国で820万戸の空き家があると。そして、鹿児島県では14万7,300戸ありますと。こういうふうに報道されておりますが、これは先月の新聞に載っておったんですけども、9月26日に空家対策特別措置法が全面施行されました。この措置法は2月に1度施行されておりますが、空き家の所有者を迅速に特定するため、自治体に固定資産税の納税記録を照会することを認めたということで、新たなこれは取り組みでございますが、今後、これが始まったので、先ほど回答もらっておりますけれども、もうちょっと突っ込んだ対策、そういうのが打てるんじゃないかと、このようには思っております。

この空き家対策で、24年調査で1,778戸市内にあったと。そのうち327戸が崩壊状態であるという回答です。この327戸、これの地区ごとに蒲生、加治木、始良、そのことをちょっとお知らせください。

○企画部長（川原卓郎君） ただいまのご質問につきましては、担当課長に答弁させます。

○企画部地域政策課長（柘野信也君） 地域政策課の柘野でございます。ただいまのご質問についてお答えいたします。

327戸ということでございますが、始良地区が140戸、加治木地区が92戸、蒲生地区で95戸というような戸数で把握をしております。

以上でございます。

○12番（森 弘道君） 327戸です。非常に多く感じますが、今後、これらはよくなるのか、あるいはまだこういうのがふえていくのか。なかなか、今後の動静が難しいんですけども、私がこの助成ができないかというのは、住宅用地に対する課税標準額の特例措置ちゅうのがありますして、宅地200m以下の小規模住宅用地については評価額、価格の6分の1の額とする特例措置は、その評価額に固定資産税の税率を100分の1.4をかけてるわけですが、これがあるために、なかなか撤去が進まないというのも一つの要因になってる、撤去すれば税金が上がると。そのことが一般的に言われてます。

ですから、何とかそこをば手助けできないかということで申し上げておるんですが、このそういった私がこの、申し上げているのは、1つにはこういうことが、単独浄化槽に解体撤去費の一部を助成している、これは始良市がやってます。9万円が3万あげて、今度から12万ですか、12万になった撤去費用は。そういうふうはこの空き家についてもそのような対策を講じませんかということで、申し上げているわけでございますして、今後、十分そこあたりは検討すると、させてもらいたいということになってはいますが、この、除去等についてももう既に自治体を実施しているところありますね。その自治体の助成の内容について、お伺いします。お答えください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

空家撤去に対する助成制度につきましては、市でもいろいろと検討しているところもございまして、近隣といいますか、先行された事例につきまして霧島市の例などがあると思われまので、事例等の内容については、担当課長のほうに答弁させます。

○企画部地域政策課長（柘野信也君） お答えいたします。

県内で、市町村で14市町でこの空き家撤去に対する助成制度を設けているところございまして、それほとんどは対象経費の3分の1を助成するというので、限度額30万円という既定の仕方がほとんどでございますが、伊佐市におきましては、対象経費の70%、限度額を50万円という、伊佐市だけが少し高額になりますけれども、こういう制度を設けているようでございます。

以上でございます。

○12番（森 弘道君） 今後、こういった国のバックアップ、こういうのが今後出てまいりますので、各市町村においてはそれぞれ知恵を絞りながら、空き家対策が進むものと、このように考えます。本市においても、十分そこあたりは吟味をしながら空き家対策については取り組んでいただきたいと、このように思います。

最後、総合戦略です。これにいきたいと思っております。回答はもらってるんですけども、私が一

番尋ねたかったのは、総合計画の関連は、これを見ますと、始良市の場合は「県央の良さを活かした、県内一くらしやすいまち」これが基本理念でございます。その基本理念の下に基本計画、将来像がございます。8本の将来像が。この8本の将来像の中に、今から始まる創生事業というのは、この8本の中に包括されていくのか、あるいはそれとは別に別個な形で創生事業は始まっていくのか。そのことが聞きたかった。

しかし、回答を見ますと平成27年度については、この戦略、人口減少、このことに焦点をあてて、そのことは既に始良市総合計画の中、第1次総合計画の中に基づく人口減少対策、これがあるのでその中に今回の創生事業を入れたということで、始良市の総合計画が創生事業によってバックアップ、後押しをされた形になってきているというような内容です。そういうことで、今回はもらっておるんですけども、今後、まだまだこれは5年間いろんな事業、あれが出てくるわけ。そういうことを考えたときには、どうなんですか。やっぱりこの人口減少のこれと一緒に、そういう始良市の総合計画、理念の中にそれら包括して入れていくんですか。それとも、別個な形が出てきた場合は、8の像が9つ、10になっていくのかどうか。そして総合計画としてそれを立ち上げていくのかどうか。そのことをちょっと。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

始良市の総合計画が、最上位計画となるわけですが、今、議員申されましたように、総合計画は今のまちづくりの中で考えられるものは包括されている、全て織り込まれているものではないかと考えております。ただ、今回のまち・ひと・しごとにつきましては、その中で人口対策でありましたり、あと景気の循環といいますか、そういったことをするようになっていきますので、恐らくはといいますか、総合計画に全てが含まれているものと思っておりますけれども、事業を進める中でまた新たなものが出てきたとしても、恐らくは8つの中にも含まれるものではないかと思っております、将来像的な。その中で、そこにまた特化したのはその中の一事業としてやっていくことになると思います。

○12番（森 弘道君） 今回27年度はそれでいいんですね。しかし、今ふったわけでございまして、今から何が出てくるかわからない。地域コミュニティ事業もございまして、地域でこんなことをやりたいというときに、これは立派なことだなど、どうしようかと、こうあります。ですから、それはその時点でまたお考えでしょうけれども、考え方としては市の基本的な理念としては、創生事業というのは国がつくったもの、そしてその対象事業というのはもう決まっております。

しかし、後で私も申し上げますが、なかなか壁に当たってできない、結局はもう絵に描いた餅で終わってしまう、それが往々にして今まであったわけなんです。ですから、そこらあたりをばできるようにするにはどうしたらいいかと。ですから、始良市の総合計画を一本化絞って、もうちょっと幅を広げて包括しながらいくのか、あるいは別個の国と離れていくのか。そこあたりをどうするのか。そこを市長、ちょっと。

○市長（笹山義弘君） 今回、国がいろいろおっしゃっておられますが、今回の地方創生の考え方の中に、今、議員がご指摘のとおり、従来はまちづくりをする中でどうしても叶えなかったいろいろがございます。それが、国の表現にしますと隘路的な、補完するといいますか。縦割り行政だったり、要談が十分にできない、そのために政策が具現化できないというようなことがあったということと言っ

ておられます。

したがって、例えば市であれば部と部の間を埋めるような政策、共通課題的なものについて、そういう政策を市が独自に、こういう施策を打ちたいとしたときに、今までの交付金とか補助金ではなかなか難しかったというところを新交付金制度を活用するというようなことも言われておりますので、これらが8月になるともうちょっとはっきり示されてくるというふうに思いますので、そういうことをご理解いただければというふうに思います。

○議長（湯之原一郎君） 森議員、残り時間が17分ですけれども、このまま一般質問を続けますか。休憩とりますか。

○12番（森 弘道君） 続けさせてください。

○議長（湯之原一郎君） このまま一般質問を続けます。

○12番（森 弘道君） まだ後で出てきますので、ちょっと内容について触れますが、コミュニティ協議会、校区のコミュニティ協議会が4月からスタートしましたけれども、順調にいったおるというふうに思っておりますが、まだ遅れているところがあれば、どこどこなのか、そしてまた遅れている理由は何なのか、そのことをお知らせください。

それからもう一つ、校区コミュニティの中で地域の独自性、地域の魅力あるもの、そういうものが取り組みながらすばらしい発想、構想を練り上げて、計画が上がっているところがありますかどうか。あれば、その活動内容についてお知らせください。その2つ。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

2問のうちの2点目ですけれども、現在、校区コミュニティ協議会の中で、独自性を持った新たな取り組みというのは、今のところ、まだ上がってきておりません。これは、今までの事業を、今スタートしたばかりでそれをつないでいくということであろうかと思いますが、今後、そういったものも期待されると思います。

それと、1点目につきましては、3校区ですけれども、帖佐、重富、蒲生校区でございますが、今現在、設立に向けて準備委員会の中で協議をされているところですが、ちょっと遅れているといたしますか、その経緯につきましては、担当課長に答弁させます。

○企画部地域政策課長（柘野信也君） ただいまのご質問でございますけれども、3校区遅れているということではないと思っておりますが、昨年準備委員会をそれぞれ17校区で立ち上げていただいております。14校区で現在、協議会が立ち上がったというところでございますが、この3地区につきましては、3校区につきましては、ことしの3月に準備委員会、2月、3月に準備委員会が立ち上がったものでございまして、それから今、準備委員会の中で協議を続けておられるということでございます。それぞれ遅れていることじゃないんですけれども、十分に準備をして、完璧とは言いませんが、そういう準備が整った段階で協議会に移っていきたいということで、今、協議をされているところです。帖佐、重富につきましては、はっきりしませんけれども7月、8月には協議会を立ち上げる

ということで予定をされております。そして、蒲生校区につきましては少し、地区公民館制度ということで少し協議が今までの、慣れ親しんだといいますか、ことになっておりますので、少し抵抗があるといいますか（「簡単でいいですよ」と呼ぶ者あり）協議をする中で、十分住民の方々に理解いただいてということで、1年間かけて準備委員会をして、来年度頭からはできるようにということで、協議をしていただいているところです。

以上でございます。

○12番（森 弘道君） 先般もらった、この戦略のこの組織体制です。議長と渡邊議員がこれに参加していますが、この体制の中で、市議会と市長、これ図もあります、市議会が市長に対して意見提案となっております。この意見提案は、どのような形でなされていくのか。そこをちょっと具体的にわかりやすく説明してください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

現在、推進会議を進めておりますが、その中に23人の委員の中に議会の方にも2名出席をいただきまして、協議をしております。議会と執行部が十分協議をすることは大切なことであると思っておりますが、そこで今、申された議会側からの提案といいますか、その協議の進め方につきましては担当課長に答弁させます。

○企画部企画政策課長（宮園正浩君） 企画政策課の宮園と申します。ご質問にお答えします。

本年、5月11日に開催しました第1回始良市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議において示したスケジュールでは、人口ビジョン、総合戦略を素案の段階で議員の皆様方へ11月に説明報告し、議員の皆様方からご意見等をいただく計画でございます。また、翌年1月の総合戦略策定後にすぐに議員の皆様方へ説明、報告する予定にしております。このほかにも、7月2日に開催されます全員協議会で始良市まち・ひと・しごと創生総合戦略について説明する機会をいただいております。このような機会もいただきながら、常に議会と連携して総合戦略策定を進めていきたいと考えております。

○12番（森 弘道君） 時間もちょっとないんです。

今ままで、全形やらいろいろ説明したんですが、議会として市長に対して意見、提案、この提案の仕方なんです。どこで提案をするのか、どういう形であるのか、そこをはっきりと説明がほしいんです。これは間違っているんですか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

一応素案ができた、そういうときに1回目の内容についての説明になるかと思っておりますけれども、それをまずその中でも結構ですし、それを受けた後にまたそういった形で提案をいただければというふうに思います。

○12番（森 弘道君） 今後、議会の中でもどのようにこの戦略についてはどうしていくかということが出てくると思いますので、これはこの件でしたいと思います。

先の本年のことし3月25日に上程されました条例可決しておるんですが、平成26年度最終補正予算

(第7号)において、地方創生関連の予算として、生活支援交付金1億5,148万9,000円、これは7月1日から始まる、販売のプレミアム商品券です。それから、もう一つ、地方創生先行型交付金8,573万7,000円、これは6つの事業がありますが、まとめて2億3,722万6,000円補正されました。これは、全て平成27年度の当初予算に繰越明許されたんですよね、繰越明許されました。この繰越明許された、この額です。ですから、今回また6月議会に一般会計に補正予算が1号が提案されていますけれども、これは27年度当初予算にもう追加した内容だけになっています。

先の3月議会で、最終補正繰越明許した2億3,722万6,000円については、一般財源が浮いている形になってるわけですが、いつごろ、どのような形で予算構成されるのか、この点についてお伺いしたい。

○総務部長（脇田満穂君） お答えいたします。

ただいま、ご提案いただきました重複分につきましては、第3回定例会、通称9月の議会において整理をさせていただけたらと思っております。

以上でございます。

○12番（森 弘道君） 私が地域活性化で申し上げたいのがあるんですが、この法令、条例、これの見逃し、あるいは規制緩和、国においても地域活性化へ向けて規制緩和というので、ここに幾つかの提案が新聞に載っておりますが、今後、これらがやはりされないと、従来どおりのパターンの事業しかできないと、これはもう私は書いておりますけれども、だからそういうのをクリアするためにはどうしたらいいかということなんです。ですから今、国もこういうふうにだんだん戦略の中に規制緩和とかそういうのを入れてきている。あるいはまた、国だけではなくて県においても、鹿児島県の中においてもそういうことをば県知事としてやっていただきたいと、私は思っているんですが。

ですから、最後のところで市長にもそういうのは提案をしてもらえませんかということで、回答をもらっていますけれども、やはりそうしてもらわないと結局は同じことで終わってしまう。幾ら案があってもできないということにもなる。

この、ことしは人口ビジョンの戦略で審議して、しっかりと取り組んでもらいたいんですが、今、都市部から地方へ人口を分散すると。盛んにこれは言われています。全体の人口、相対数は日本の人口は変わらないわけです。その変わらないのを地方に分散するわけですから、高齢者もたくさんきます。医療費も上がります。どうなるんだろうと心配しているんですが、結局、絶対数は変わらないわけで、各自治体の人口の奪い合いが始まる、奪い合いが。幼稚園、保育園とか、児童数、子どもを確保するためにスクールバスを運行している。そういうのと同じようなことが、自治体の中にも奪い合いが出てくる、私はこのように考えます。

その奪い合いよりも一番大事なことは、子どもの出生率をいかにしてふやすか、上げるか、上昇するか。このことに私はつきると思う。そういう政策をしなければ本当の意味はない。私はこのように思ってるわけで、ですから行政の最大限の課題としてそのことが私はこの戦略の中で、ことしの人をふやすという人口戦略の中で、そういうことをば想定しながら練っていただきたいと思ってるわけです。ですから、そこらあたりをじっくりと見据えて計画を練っていただけたらと思っているんですが、これについての市長の考え、お聞かせください。

○市長（笹山義弘君） 今回の地方創生の発端は、国において、特に東京圏、ここが団塊の世代が急速的に高齢化にいく、2025年問題が深刻であります。そうなりますと、介護施設、医療施設が絶対数が足りないということが見えております。そういう中でどのようにそれを分散させて、リスク分散させていくかということもありますし、地方においては元気度のある地方をつくっていかねばならないと。やはり、持続可能なという言葉はなかなか使いたくないですが、ある程度地域がやはり活力を持ってやらないといけないということもあろうと思います。

したがって、始良市においてかねてから申し上げておりますように、始良市の優位性、得意とするところを戦略に盛り込みながら、ほかとの差別化を図りということも大切になってこようと思いますので、そこらを全て総合的に網羅しながら組んでいきたいというふうにも考えているところでございます。

○12番（森 弘道君） ぜひ、人口増になるようにいろんな手立てを組んでいただきたいと思っています。

これは私の例えの例でございます。例えでございます。始良市内に思川両側の河川敷がございます。いつもきれいにやぶ払いをして、アジサイを植えたりいろいろな美化活動に取り組んでおられます。これに付加価値を付ける、これに。付加価値を付けて交流人口の増大を図る。そして、経済面を考える。ところが、そうなりますと県条例の規則がいろいろ考えるんですが、桜を植えたらどうかと、私は前からちょっと言うたこともあったんで、桜をあの河川敷に。ところが県条例でそれはできません。しかし、桜を植える場所に崩壊しないように、コンクリートで根巻きをして植えたらどうなのか。そして、維持管理それは地域に任せる、地域に。今は清掃作業をやっていますから。そういうことの、いわゆる規制緩和、そういうことをやっていただければ、私は今までにない、後々50年も先のことも、私は交流人口がふえるんじゃないかと、このように考えています。

ちょっと昼食のあれが、時間が過ぎましたけれども、これで私の質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、森弘道議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。午後からの会議は1時20分から開きます。

（午後0時11分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 時間前ですが、田口議員の準備ができれば始めたいと思いますがいいですか。休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時16分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。
次に、8番、田口幸一議員の発言を許します。

○8番（田口幸一君） 登壇

皆さん、こんにちは。足元の悪い中、傍聴に来てくださった方々に心から感謝を申し上げます。さて、我が始良市は去る5月16日に市制施行5周年記念式典が加音ホールにて開催されました。5年経過した今日、始良市は名実ともに一つになりました。平成22年6月1日の人口は7万5,382人、

世帯数は3万3,173でしたが、5年経過した平成27年6月1日現在の人口は7万6,169人、世帯数は3万5,101で、人口で787人の増加、世帯数で1,928の増加となり、このことは笹山市長の施策が着実に進行しているものと、私は考えます。

それでは、先に通告いたしました3問について質問いたします。

質問事項1、墓地管理について。

要旨1、水道料金の支払いはどのようになっているのか。

要旨2、清掃、集金の実態は、どのようになっているのか。

要旨3、高齢化、混住化で管理が難しくなっているが打開策はないのか。

質問事項2、萩原遺跡の公園化について。

要旨1、市の公園のめどはどのようになっているのか。

要旨2、近くの方々が野菜などをつくっておられるが、今後どのようになるのか。

要旨3、公園化すると、市の財政負担はどのようになるのか。

質問事項3、防災無線について。

要旨1、聞こえない地域があるが、解消策はどうか。

要旨2、現在、男性の声で放送されておりますが、女性の声をはっきりするという要望があちこちから出ております。どうなっているのか。

あとは、一般席から質問いたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

田口議員のご質問にお答えいたします。

1問目の墓地管理についての1点目のご質問にお答えいたします。

市内の墓地に対する水道料金については、墓地管理組合や社会福祉協議会が支払いを行っております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

墓地の清掃については、墓地管理組合や使用者が行っておられますが、管理組合がない墓地につきましても、墓地の使用者が清掃など維持管理については、行っているものと認識しております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

墓地の維持管理については、高齢化などで難しくなっておりますが、墓地、埋葬等に関する法律、奈良市墓地等の経営の許可に関する条例により、墓地等の経営や改葬の許可を出しているところがあります。法や条例にも規定されておりますとおり、宗教的な意味合いもあり、また市の関与については規制されていないため、市の広報誌等により墓地の適正な管理をお願いしているところであります。

次に、2問目の萩原遺跡の公園化についての1点目のご質問にお答えいたします。

公園整備の実施時期については、今後、萩原遺跡の発掘調査を行い、その調査後、計画的な公園整備に向けた調整をしていきたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

野菜などの栽培については、事業開始時には撤去していただきたいと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

公園化に伴う財政負担は、遺跡調査費と公園の整備費が見込まれます。現時点では、公園の整備面積などから、市の単独事業になると思われるため、補助事業等の活用ができないか、今後も調査研究

してまいりたいと考えております。

次に、3問目の防災行政無線についての1点目のご質問にお答えいたします。

本市の同報系防災行政無線については、始良地区が平成7年度、蒲生地区が8年度、加治木地区が25年度に整備を行っております。始良、蒲生両地区については、設置から20年が経過しようとしており、宅地開発が進んだことによる住宅分布の変化、住宅の気密性の向上などを背景に、防災行政無線からの音声聞き取りにくい地域があることは承知しております。防災行政無線の屋外拡声子局からの放送は、行政からの情報を広範囲に迅速かつ正確に伝達することができる一方で、雨戸を閉めている状態や、風向きなどの条件では、個人の聴力にも影響されやすいなど、不安定な情報伝達手段でもあります。

現在、市におきましては、情報伝達手段の多様化に取り組んでおり、防災行政無線から放送する情報については、市防災地域情報メールでも配信しております。特に、緊急情報については、NTTドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話、大手3社の緊急速報メールを、またMBC南日本放送のデータ放送では、文字による情報配信をしております。今後、コミュニティFMの設置も検討しておりますので、さらなる情報伝達手段の多様化を図ってまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

始良地区、蒲生地区における同報系防災行政無線については、始良地区は始良庁舎から危機管理課職員が、また蒲生地区は蒲生庁舎から地域振興課職員が、それぞれ音声放送を行っております。加治木地区については、システムに登録されている男性または女性のどちらの音声でも放送することが可能になっております。女性の音声放送が聞きやすいとの意見もありますので、緊急放送、または一般放送を行う際の音声についての研究を進め、市民の皆様が聞き取りやすい放送に努めてまいります。

以上で、答弁を終わります。

○8番（田口幸一君） それでは、3問通告いたしましたので、順に質問してまいります。

まず、今、市長から答弁をいただきましたが、墓地管理についてはさらっとした答弁ではないかというふうに、私は認識をしておりますが、そこで、こういうのを私は答弁説明してもらいたかったんです。そのことは、市内には344か所の共同墓地、管理組合や自治会、地域等で利用、管理していると、宗教法人が管理している納骨堂や墓地が26か所あります。これは市長が、私がこの質問を通告する前に後ろの傍聴席に来ておられる管理者代表に回答書を送って、その中に今、私が読み上げたことが書いてあります。このことを、答弁していただければ、もう私は何にもこの墓地のことについては言う必要はないと思うんですが、そこで、質問を続けます。

墓地管理について、聞くところによりますと、加治木地区は加治木地区社会福祉協議会が水道料金を負担し、蒲生地区はメーター機が設置してなく、無料とのことですが、これは事実ですか。また、始良地区はどのようになっているのですか。

○水道事業部長（有村正美君） お答えいたします。

加治木地区におきましては、墓地管理組合等の代表者の方が2地区、残りは社会福祉協議会のほうから水道料金をもらっている状況でございます。始良地区につきましては、全て墓地管理者あるいは代表者、自治会それもいろんなところからいただいております。それから、蒲生地区につきましては、メーターが付いてないということは、そのとおりでございます。

以上です。

○8番(田口幸一君) それでは、今、水道料金のことですが、墓地の1か月の、墓地はたくさんあると思います。今、先ほど私が読み上げましたが、百何か所あります。墓地の1か月の水道料金は、平均して幾らになりますか。

○水道事業部長(有村正美君) お答えいたします。

始良、加治木の上水道と簡易水道を含めまして、年間で130万でございますので、1か月に10万8,000円程度になるようでございます。

○8番(田口幸一君) 20万で1か月に10万幾ら。

○議長(湯之原一郎君) 続けてください。

○水道事業部長(有村正美君) 1年間で始良、加治木の上水道と簡易水道にも墓地がございますので、それを含めまして年間で130万程度、1か月、12で割りますと、平均10万8,000円程度になります。以上です。

○8番(田口幸一君) 平均で年間10万幾らちゅうのは、ちょっと高いんじゃないんですか。私が所属している城下墓地管理組合は、一月1,000円ぐらいです。だから、年間にして1万2,000円。ちょっと高いのではないですか。もう一回、答弁ください。

○水道事業部長(有村正美君) 先ほど答弁いたしましたのは、始良地区に浄水、簡水含めまして58の墓地、それから加治木地区が66の墓地、合計124の墓地から水道料金を取っておりますので、その合計額でございます。以上です。

○8番(田口幸一君) それでは、水道事業とは公営企業であって、簡易水道と飲料水供給費とは、これは違います。上水道は公営企業であって、独立採算性をとっているというふうに私は認識をしております。ですから、水売って独立採算性と、重なりますが、考えますが、蒲生地区はメーター機が設置しないと認められました。蒲生地区は、これでよいのですか。

○水道事業部長(有村正美君) 蒲生地区につきましては、蒲生町時代の政策として、墓地からは水道料金を免除するというようなことで、給水条例というのがありますけども、その根拠としましては公益上、その他特別の理由があると認めるときは料金を減額し、または免除することができるということがうたってありましたので、旧蒲生町時代はそういうふうに使われていたのだらうというふうに思っております。それから、先の3月議会で水道料金の3町の統一をさせていただきました。10月1日からは、3町は統一になりますので、蒲生町の墓地につきましても、水道料金を取ります

ので、9月末までには墓地にメーターを設置するというので、今準備中でございます。

以上です。

○8番（田口幸一君） 今、部長の答弁でよくわかりましたけど、私が次に質問しようとすることも答えてくださいました。このメーター機の設置は10月1日に3町統一して設置すると、料金も統一するという事です。それは、わかりました。

過去の事です。この旧蒲生地区のこういうことは聞きたくないんですが、聞きます。メーター機が過去、今まで設置してなかったわけですから、これはうがった見方ですけど、盗水行為にあたるのではないですか。

○水道事業部長（有村正美君） お答えいたします。

蒲生地区の上水道の創設は昭和38年4月1日からでございます。蒲生町時代の資料をちょっと探してみましたが、38年の創設当時の資料は見つかりませんでしたけれども、昭和40年の資料が見つかりまして、そこから墓地とか、それ以外の公共施設も免除するというようなことでしてありまして、今も墓地だけが免除されているような状況でございます。

それと、盗水ではないかと言われましたけれども、水道本管から無断でメーターをとおさずに給水をすれば、これは盗水にあたります。ただし、蒲生町時代の政策として墓地は取らないというふうにしておりまして、先ほど給水条例のほう、ちょっと一部読ませていただきましたけれども、免除という形でございますので、盗水にはあたらないというふうに考えます。

以上です。

○8番（田口幸一君） 今、有村部長の答弁説明でよくわかりました。盗水ではないと、私は今の説明を聞いて盗水ではないというふうに認識をいたしました。

最後に、2番目に通告いたしました。高齢化しておって、この墓地の管理は非常に難しくなると。しかし、各墓地管理組合で市としては、行政としてはやっていただきたいということでございますが、このことについて最後に市長の、笹山市長の見解をお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 墓地に関しましては、いろいろと今までもご要望もいただいて、小規模な改修とか、それらについてどこから費用を捻出するかということがありまして、少し大規模になりますと、行政のほうでその周辺の道路の陥没とかあれば手当するというのでしてありましたが、そういうことを含めて、今、なかなか管理組合で統一したルールを敷いてということに、まだ現在至ってないところでございます。今後、どのように統一をしていけばいいのかということについては、それぞれの関係の皆様にご相談をしながら、ある程度のルールの統一化はしていけないといけないということは、感じているところでございます。

○8番（田口幸一君） それでは、墓地管理についてというのは以上で終わります。

次は、萩原遺跡の公園化についてです。一問一答ですから。

まず、遺跡の発掘調査は、過去どのように実施されたのか。何回か遺跡の発掘調査が行われたと。私もすぐ近くですからその発掘の現場を見たことがあります。それは縄文式とか弥生式とかあります

が、その辺のところを含めて、説明、答弁を求めます。

○教育部長（久保博文君） お答えをいたします。

萩原遺跡につきましては、議員もご承知のことと思いますけれども、昭和51年の1月の22日に当該地区の、ちょうどその当時、土地区画整理事業が行われておりまして、この工事中に発見されたという遺跡でございます。発掘調査は都合4回、これまで行われておりますけれども、その第1次の調査が昭和51年2月10日から3月の19日まで。第2次調査が同年昭和51年の11月18日から12月26日まで。それから、第3次の調査が昭和52年6月20日から9月8日まで。第4次調査が昭和54年になりますけれども、5月28日から11月の22日まで行ったということでございます。

それで、調査による出土品といいますか、遺物につきましては、古墳時代を代表する成川式土器のかけらです、土器片や、奈良、平安期の青磁、それから白磁など、多数の土師器といいますか、それから須恵器、焼いたものですが、などが出土しておりまして、このようなことからしまして、古墳時代から奈良、平安時代までの長い間にわたって人々が居住した集落ということでございます、県内でも有数の集落遺跡であるというようなところでございます。

○8番（田口幸一君） 過去、昭和51年の1月22日から3回発掘が行われたと。それは、古墳時代、奈良時代、平安時代のものであったと。この発掘された遺跡は、現在、どこにどういうふうに保存されておりますか。

○教育部長（久保博文君） 出土品につきましては、歴史民俗資料館等々の関連する施設で保管をしております。それから、その調査報告書等々については図書館、それから所管課等に配備しているところでございます。

○8番（田口幸一君） 今、過去3回発掘されたということですが、この発掘はまず都市計画課が公園をつくりますよと。公園をつくる、その前提で遺跡の発掘調査が行われるというふうに、私は認識しております。文化財係の課長補佐もそのように説明していただきましたが、今後の発掘計画はどのようになっていますか。

○教育部長（久保博文君） お答えをいたします。

ただいま、先ほど申し上げました4回の発掘調査によりまして、遺跡につきましては現在の地表から約80cmほどの地中にあるということがわかっておりますので、公園をどのような形状で造成するかが重要なことになってまいりますけれども、その根拠については、いわゆる文化財保護法の第93条及び94条には道路や公園整備などに伴う土木工事のために、いわゆる周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘調査を行う場合は、当該発掘調査にかかる事業計画の策定にあたって、事前に文化庁に通知しなければならないというような決まりごとが規定されておりますので、都市計画課の公園整備計画の内容等について、十分連絡、調整を図ってまいりたいと、このように教育部としては考えているところでございます。

○8番（田口幸一君） それでは、先ほど市長の答弁では自主財源による発掘調査、公園化という答弁

がございました、市長の答弁で。ですから、自主財源によるというなら相当な資金がかかるんじゃないかと思います。ですから、補助金制度も探っていくという、答弁書には書いてあります。市長はそうのように答弁されました。そこで、この遺跡発掘にはいろいろな国から県からの補助制度があると思うんですが、そのことについて説明を求めます。

○教育部長（久保博文君） お答えをいたします。

私ども教育部としましては、発掘調査、その調査にかかるものということで答弁いたしたいと思っておりますけれども、現在、国庫補助金などにつきましては、発掘調査自体にたいする国庫補助制度はないというふうに認識をいたしております。

○8番（田口幸一君） それでは、通告いたしました、この遺跡の敷地内に現在野菜などをつくっておられる方が七、八人おられると私は認識しております。この方々に今後、どのように行政指導をされる計画か、そのことについてお聞かせください。

○建設部長（岩穴口弘行君） 市長の答弁にありましたように、まだこの、萩原公園の整備というのは、具体的に決まっていないところでございます。その整備計画が決まりました段階で、今こちらのほうで野菜を栽培していらっしゃる方々には公園整備の事業の説明をして、野菜の栽培はやめていただくというふうなことになるかと思っております。

○8番（田口幸一君） この萩原遺跡の周囲です。今、野菜等をつくっておられる。この面積は非常に私は広いと、長方形になっております。この萩原遺跡の敷地面積は幾らになりますか。

○教育部長（久保博文君） お答えをいたします。

そもそも、萩原遺跡というくくりで面積を考えますと、東西南北それぞれ180m程度の規模になるということが記録されておりますので、それを掛けますと3万2,400m²、つまり約3.2haということになるかと思っておりますけれども、今、議員ご指摘の公園用地として残されている思川右岸の土地につきましては、その教育部としての遺跡の調査範囲になりますけれども、東西55m、南北20mということでございますので、およそ1,100m²になるかというふうに考えております。

○8番（田口幸一君） 先ほど、岩穴口建設部長は、まだ公園化はいつになるかわからないというような答弁だったかと思うんですが、付近の方々はこれを早く公園化してくださいという要望があります。これは1人じゃなくて複数の方々が、早く萩原遺跡を都市公園化していただきたいという要望がたくさんあります。それで、私はこの一般質問の通告をしたわけですが、そこで、建設部長、最高責任者の市長とも相談されて、早く都市公園化をしていただきたいと思うんですが、このことについては、最後に笹山市長に見解をお尋ねいたします。

○建設部長（岩穴口弘行君） 公園の整備計画ですので、私のほうから回答させていただきます。27年度、28年度で須崎公園のほうを整備させていただきますので、それを優先的に行うということで、現在計画を進めているところでございます。それ以降につきましては、今後、地域性とか、利用者、そ

れから周辺の公園の設置状況等を勘案しながら、整備の計画はつくっていきたいというふうに思っております。

○8番（田口幸一君） 平成27年度、28年度にかけて須崎地区の都市公園を築造すると、じゃあその後は、どうなっていくのかということですが、その後はこれは大きな問題ですから笹山市長に、その萩原遺跡の都市公園化、これはどのようになっていくのでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 始良市になりまして、従来からありました公園についても、都市公園の整備に入っていない、区別に入っていない公園もあることから、その公園などについても都市公園としての整備をしなければならないと、種々の課題がございます。そういうことから、先ほど来からお答えしておりますように、やはり行政だけということではなくて、地域の方々の声もですけれども、その公園の隣接地にどのくらい距離があるかとか、それから緊急時の例えば風水害とか火災等々の問題が出たときに一時避難的にするのかどうかとか、種々の課題がございます。それらを、もう一回再検討させていただいて、順位的にどこに入れるべきことかということについては、全体のまちづくり計画の中の公園の整備という中に位置づけていかなければならないというふうに思いますので、今、確としては申し上げられませんが、そのような方向で作業を進めていきたいというふうに思っております。

○8番（田口幸一君） 今、市長が答弁されましたように、そのような方向で進めていただくことを私も切に切に希望いたしまして、この件については質問を終わります。

それでは、大きな3番目、防災行政無線についてです。

その1点目ですけど、防災行政無線の親局はどこに設置してあるのですか。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

防災行政無線の親局の設置場所についてということなんですが、始良地区、加治木地区につきましては、始良庁舎の危機管理課横の無線室に、蒲生地区は蒲生総合支所別館2階の無線室内に親局が設置されております。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 今、親局については危機管理監の説明、答弁でわかりました。そしたら、次は親局に対して子局というのがあると私は考えますが、子局はどこに設置してありますか。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

子局につきましては、各地区それぞれ屋外拡声子局が設置してあります。始良地区は67局、加治木地区は57局、蒲生地区は32局でございます。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 堀之内危機管理監の答弁は、非常にわかりやすいです。

それでは、一問一答ですから3問目の質問に入ります。

今、いろいろ災害が発生したときに、防災行政無線を使って放送がなされております。中には私たち議会に関しては、議会と語る会の開催日時とか場所も放送していただいております。非常に貢献している、この防災行政無線だと私は認識しております。

次のお尋ねは、その放送の頻度です。回数、頻度。これはどのようになっておりますか。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

防災行政無線の使用頻度についてお尋ねであります。屋外拡声子局からは、日々の機器点検もかねて、1日1回は時報吹鳴を行っております。また、そのほかには大雨、台風などの災害予防に関する緊急連絡、防犯情報、イベント等の行政連絡を不定期に行っております。以上でございます。

○8番（田口幸一君） 聞こえにくい箇所が、重富地区、白金原にもございます。要望を受けました。それから、加治木の新生町団地からも聞こえないという要望を受けましたが、この聞こえない、聞こえにくい箇所への、要望を受けたらそこに飛んで行かれるのかどうかわかりませんが、そのパトロールはどのように行っておられるのですか。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

屋外拡声子局からの聞こえづらい地域というのは、多々あるというのは承知しておりますが、そのような地域におきましては、その都度、職員によって試験放送等して確認を行っております。

○8番（田口幸一君） 現在、この市役所の2階ですか、屋上からは男性の声で、本村さんという人がゆっくりした声で、わかりやすい誰にも聞こえると思うんですが、私の池島のところにはよく聞こえてきます。

そこでお尋ねします。男性の声もいいけど、女性の声のほうがもっとはっきりして聞こえるということです。これは答弁にも書いてあります。女性の音声放送が聞き取りやすいとの意見もありますので書いてありますが、今後、この現在は男性が放送されますけど、今後、女性の声を採用される考えがございますか。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

今、議員仰せのとおり、男性よりも女性の声のほうが聞き取りやすい。そのような市長答弁の中でも話は聞いております。今後、試験放送等を実施しながら、男性、もしくは女性、どちらのほうが聞き取りやすいかを、また検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 危機管理課の仕事は、始良市民の住民と生命と財産を守る、非常に貴重なお仕事だと私は認識しております。ですから、その女性の声も今、危機管理監が答弁していただきましたように、女性の声も今後採用する考えがあると言われましたよね、今、そういうのを採用していただいて、始良市民の生命と財産を守ってってください。そして、今、女性が輝く時代です。

向こうにも1人、次長兼福山さんが座っておられます。先ほど、立派な答弁をされましたが、そういうようなことで、市長をはじめ、危機管理課の皆さん、一生懸命頑張ってくださいという要望を申

し上げまして、時間はまだ17分残っておりますが、これで一般質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、田口幸一議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

（午後2時01分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

次に、2番、萩原哲郎議員の発言を許します。

○2番（萩原哲郎君） 登壇

皆さん、こんにちは。足場の悪い中、傍聴席に足を運びいただき、ありがとうございます。早いですが、質問に入らせていただきます。

要件1、あいら斎場建設・火葬炉設備選定委員及び道路整備について。

要旨、あいら斎場は、供用開始から42年を経過した施設で老朽化が進んでおり、多くの市民が、新しい斎場の建設計画の進展を待ち望んでいます。

斎場予定地は、始良市内及び錦江湾に浮かぶ桜島が見通せる高台が理想であったが、市民が早期完成を望んでいる現状では、仕方がないことである。

今後、事故トラブルが発生しないよう、道路整備等にも留意され、1日も早い完成を望んでいます。

（1）火葬炉設備選定委員会が、27年5月から8月の期間にあると聞いている。選定方法にはプロポーザル方式と指名入札方式があると思うが、どちらを選択し、決定したか、理由を示せ。

（2）火葬炉メーカーは、国内に8社あり、その内の4社が本市に、入札参加資格申請書を提出している。市内には火葬炉メーカーはないが、建設にかかる下請企業は、地元優先で、選定していただきたいと思うが、考えを示せ。

入札資格申請書を提出している業者で、市内の企業を使っているところは何社あるか。

また、トラブルが発生したときに、すぐ対応できる業者を選定委員会で推薦する等の配慮も必要と思うがどうか。

（3）住民説明会を行うと思うが、時期・場所・参加者規模等の計画を示せ。

（4）工事・施工の期間を示せ。また、運用開始はいつか。

（5）県道入口からあいら斎場までの道路整備の概要を示せ。

大きい2番に入ります。重富小学校の駐車整備、その他改善対策について。

（1）重富小学校の駐車場整備は、以前から問題になっているが、一向に整備されない状況が続いている。以前は、校門前の空き地を購入して、駐車場にするという話もあったようだが、現在は住宅が建ちつつある。運動会時期は、学校周辺の道路では、違法駐車が多く、近隣の住民は迷惑している。駐車場整備について、どのように考えているのか伺う。

（2）学校プール使用時期になると、プール横の雑草から、蚊やブト等が飛来してきて、児童や先生、保護者の方々が刺され、悩まされている。何らかの対策が必要と思うが考えを示せ。

(3) 春から夏にかけて、山に近い学校は、スズメバチ等が飛来してきて、刺されたりする危険性が高い。最悪の場合、命を落とす恐れもある。

早急に、教室等に網戸をつけるとか、クーラーを設置するとかの対応が必要と思うが考えを示せ。

(4) 生徒の中に、足が不自由で車いすでの行動を余儀なくされている子どもがいる。子どもが自由に行動できるように階段を撤去し、できるところはスロープにしてはどうか。他の学校も同じである。

大きい3、重富中学校校舎等の改善対策について。

校舎は築40年で、建造物の劣化が目立ち、つい最近、通行人の目の前にコンクリートが落下し、危ないところであったと聞いた。生徒の頭に落ちてきたら一大事である。その後の状況、今後の対策を示せ。

(2) 校舎の階段の損傷がひどく、足にひっかかり転倒のおそれがある。また、トイレの損傷もひどく、改善の必要がある。来客用のトイレ対策も必要と思うが、改善対策は考えていないのか。

(3) 自転車置き場が雨漏りし、補修をしても鉄板の腐れがひどくてうまくいかない。改善が必要と思うが、考えを示せ。

(4) 最近、給水管の破裂で給食室の水道に砂が混入したとのことであるが、その後の状況を示せ。

(5) 給食室の配膳場は、雨時に雨が入り込んで衛生的によくはない。以前は、ひさしがあり役目を果たしていたと思う。早急の衛生対策が必要と思うが、考えを示せ。

大きい4番、市内の道路改善・整備について。

堅野中央・星原線は、高低差があり、幅員も狭くガードレールもない。また、道路にはひび割れが目立ち、危険な道路である。

ここ数年にこの近辺には、アパートや住宅がふえ、重富小学校の児童数もふえている。この路線は、小・中・高校生の通学道路であり、住民の生活道路でもある。車や人の転落事故等が起きないうちに、早急に道路改善が必要と思う。以前3回ほどこの件について質疑したが、道路改善には多額の費用が必要であり、今後、工法について研究するとのことであった。事後が起きてからでは遅い。その後の進捗状況を示せ。

(2) 高樋集落一体の側溝は、車が通るたびに騒音がひどく、住民からうるさくて眠れないとの訴えがあった。側溝の改善を望むとの要望に対して、昨年度、高樋中線の約200mを整備し、その後、継続的に整備する計画であると聞いた。その後の進捗状況を示せ。

(3) 始良ニュータウン入口から高速道路までの県道十三谷・重富線は、急勾配でカーブしているので、見通しも悪く自転車通学の交通事故が懸念される場所である。

今年度中には、「一心桜始良温泉」がオープン予定である。また、近くには会社があり、1日の交通量の増加が想定され、交通量が結構多い。カーブを緩やかに改善する等の、安全対策を早急に講ずるべきであると思うが、考えを示せ。

(4) 始良ニュータウンは造成以来、36年が経過している。バス通りは、舗装が改善されて問題はないと思うが、裏通りは舗装の痛みがひどくなっている。側溝は徐々に改善されつつあるが、まだ十分ではない。道路舗装と側溝及び危険個所の改善を求めべきと思うが、考えを示せ。

大きい5番に入ります。堂山地区住民の緊急時の避難場所について。

旧堂山小学校は、地区公民館、簡易郵便局、出張診療所、避難場所と多岐にわたる用途に用いられている施設である。昭和33年に建築され、築後56年経っている。老朽化が激しく、耐震強度も不足な

建造物であるが、災害時の避難場所として利用されている。

北山校区は、避難場所としてほかに郷土芸能等伝承館が避難場所に指定されているが、約7km遠く
にあり、途中で山や谷そして崖もあり、逆に途中で遭難することも考えられる。

(1) 旧堂山小学校は、耐震強度不足、老朽化などで災害時の避難所としては不適と思うがどうか。

(2) 地震、ゲリラ豪雨等が発生したときのことと思えば、住民は不安であり、平屋建てでよいので、
早急な建てかえを望んでいる。市長の考えを問う。

あとは一般質問席からお伺いします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

萩原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち2問目の重富小学校の駐車場整備、その他の改善対策について、3問目の重富中学校
舎等の改善対策についてのご質問につきましては、教育委員会で答弁いたします。

1問目のあいら斎場建設・火葬炉設備選定及び道路整備についての1点目のご質問にお答えいたし
ます。

火葬炉設備の選定方法については、指名入札方式とプロポーザル方式に加えて、随意契約による3つ
の方法があります。

火葬炉は、一般的な焼却炉とは異なり、特殊な炉設備であることから、構造基準や設備基準、環境
汚染防止に関する排出基準等の法的な基準が定められていないため、火葬炉メーカーによる独自の炉
構造及び設備仕様内容となっていることから、価格のみで判断する入札方式の実施は、難しいと考
えております。

また、プロポーザル方式は、火葬炉設備に関する技術提案基本仕様書を作成し、火葬炉メーカーか
ら提出された火葬炉設備技術提案書について、評価基準書の内容に適合した火葬炉メーカーを選択す
ることができ、公平性が保てるため、プロポーザル方式での選定を行うことが望ましいことから、第
1回火葬炉設備業者選定委員会でプロポーザル方式での選定方式が決定されております。

なお、全国的にも約8割の火葬炉がプロポーザル方式による選定を実施しております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

入札参加資格申請書を提出し、県内で施行実績のある業者は、電気設備、各配管設備、運搬車両等
について、各地元の業者を優先して、下請け業者としており、本市の火葬炉設備においても、可能な
限り地元業者を優先していくように考えております。

トラブルへの対応については、火葬炉設備業者選定の評価基準に示してあるため、十分対応可能な
業者を選定してまいります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

住民説明会の時期については、これまで地元の役員の方々に対して、建設用地の決定や、地元から
の要望等に対する現地説明の中で、基本計画に示してあるものについて、説明を行ってまいりました。

今回の地域住民に対する説明会は、火葬場都市計画位置決定について、県との事前協議が終了する
9月中旬頃を予定しております。

開催場所については、帖佐地区公民館を予定しており、対象者については、始良市墓地等の経営の
許可等に関する条例施行規則第6条において、火葬場の敷地から200m内に存する地域に居住する者
と規定しておりますが、さらに範囲を広げ、鍋倉自治会、納屋町自治会に居住の全世帯を予定してお

ります。

なお、2自治会の世帯数は、鍋倉自治会94世帯、納屋町自治会47世帯であります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

工事、施工期間については、火葬場本体工事が、平成28年6月から29年2月末までの約9か月間を予定しております。

なお、火葬炉設備工事は、試運転、調整等を含め、約5か月かかる予定であります。

また、運用開始は、平成29年4月を予定しております。

5点目のご質問についてお答えいたします。

県道、川内・加治木線から、あいら斎場に通じる、市道鍋倉・触田線の道路整備については、県道取付部の交差点改良、若葉学園までの歩道設置と拡幅改良、高速道路ボックスカルバート前後の視距の確保、退避場の設置などの改良工事を行ってまいります。

また、それ以外の既存道路利用部分については、側溝・舗装改修を行い、さらに退避場を3か所設置する計画であります。

計画区間は、県道から、あいら斎場東側の高速道路ボックスカルバートまでの延長1,100mで、拡幅部の道路幅員は6.75m、既存道路幅員5.5m、歩道幅員2mの計画であります。

現在、用地・補償調査業務委託を実施しており、業務委託終了後、用地交渉を行い、整備の推進を図ってまいります。

次に、4問目の市内の道路改善・整備についての1点目のご質問にお答えいたします。

堅野地区の道路整備については、市道堅野中央・狩川線の用地交渉を行っており、用地の確保に努めてまいります。

市道池島・星原線については、隣接地と高低差があり、防護柵などの安全施設が必要であることは認識しておりますが、路肩にガードレールなどを設置しますと、道路幅員が狭くなり、通行に支障をきたすこととなります。

また、道路を拡幅する場合、120mの延長において、かなりの高低差があり、道路構造物に多額の費用が発生するため、工法などについて、調査研究を行いたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

高樋地区の側溝蓋による騒音防止対策については、昨年度、市道高樋中線を新たな騒音防止工法により整備をいたしました。

現在、施工後の経過を監視しており、夏場の状態を確認後、新たな箇所を整備に努めてまいります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

県道十三谷・重富線の始良ニュータウン入口から高速道路までの区間は、下り勾配の曲線であり「スピード落とせ」と、強調線が2か所設置されており、注意を促している箇所であります。

現在、この路線においては、森山交差点の改良に着手しているほか、船津地区の道路改良や、前田交差点の改良工事、北山地区の道路改良が実施されている状況であることから、全体的な整備動向を勘案しながら要望を行いたいと考えております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

道路舗装の改善については、幹線道路を社会資本総合整備交付金事業による路面性状調査を行い、舗装診断結果に基づき、舗装改修を行っております。

その他の路線については、維持修繕などにより市道の維持管理を行っているところであります。

始良ニュータウンについては、今年度、始良ニュータウン1号線から5号線までの路面性状調査を行う予定であります。

周辺道路の舗装、側溝などについては、今後とも維持補修などにより、維持管理に努めてまいります。

次に、5問目の堂山地区住民の緊急時の避難場所についての1点目と2点目のご質問につきまして、関連がありますので一括してお答えいたします。

旧堂山小学校の建物は、北山上自治公民館、簡易郵便局、出張診療所、地域の指定避難所などの複合施設として利用しております。

当該建物は、築後相当の年月が経過しており、老朽化が進んでおりますが、耐震強度を備えているか、否かについては不明であります。

しかし、地震による被害が発生し、余震が継続する場合などは、避難所としては利用できない可能性があり、さらに台風や大雨などで避難している際に、複合災害で地震が発生した場合などに、危険な状況となる可能性があることは認識しております。

このことにつきましては、始良庁舎、加治木庁舎、蒲生庁舎本館などについても共通の課題であります。

現在、学識経験者や市内の有識者で組織する市公共施設再配置検討委員会において、公共施設再配置基本計画案を審議していただいているところであり、その中で当該施設についても、市が保有する公共施設の一つとして、最適化を図るための検討をしております。

○教育長（小倉寛恒君） 2問目の重富小学校の駐車場整備、その他の改善対策についての1点目のご質問にお答えいたします。

市内の小・中学校においては、それぞれの学校行事において、駐車場が不足する状況にあることから、自家用車の利用は、極力控えていただくようお願いしているところであり、運動会などにおいてもPTAの協力を得て、違法駐車をしないようお願いしているところでもあります。

重富小学校においても、他の学校と同様であることから、当面このような対処によることとし、駐車場用地の購入等については、考えていないところでもあります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

校舎周辺の樹木の剪定等につきましては、例年、シルバー人材センターへ委託して行っておりますが、本年は学校からの要望に基づき、蚊などの飛来を考慮して、プールの西側竹林と、南側の雑草等について、3月中に伐採を行ったところでもあります。

なお、これら伐採した竹林等は、既に撤去しておりますので、以前より蚊などの飛来は少なくなるものと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

学校の施設整備に関する要望については、毎年、文書によって提出してもらうほか、学校訪問時に校長から直接受ける要望、また、その都度校長からの申し出による要望に基づき対処することを原則としているところです。

市内の小・中学校の校舎に網戸を設置することについては、夜間の使用が見込まれる校長室や職員室に設置した例はありますが、教室への設置は基本的に行っておりません。

重富小学校の網戸の設置については、新しく設置した南側の新校舎は、背後に山を控えていること

から網戸を取りつけたところであります。西側校舎への設置については、必要性を含め検討してまいります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

肢体不自由の児童生徒が入学している小・中学校においては、その児童生徒が教育活動に支障のないよう、トイレの改修やスロープの設置を行っており、また、特別支援教育支援員も相応に配置しているところであります。

重富小学校については、保護者の要望をお聞きし、対象児童の教室近くと、校舎1階のトイレ改修を行ったところであります。

スロープに関しては、身近に接している用務員の手づくりで設置されており、有効に活用されているところであります。

次に、3問目の重富中学校校舎等の改善対策についての1点目のご質問にお答えいたします。

重富中学校のコンクリート片の落下については、職員が通勤した際、落下を目視したと、学校から連絡を受け、当日から3日間をかけて、校舎3棟全体の打診調査を実施いたしました。

その結果、落下が心配される箇所については、すべてはつり落とし、当該外壁部分の改修を行ったところであります。

今回の調査と改修により、外壁落下の危険性は回避できたものと考えております。

2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

重富中学校C棟の階段については、これまで、学校からの要望はないところではありますが、改修の必要があれば、学校からの優先順位に基づいて対処してまいります。

自転車置き場につきましては、階上から見ますと傷みは出ていると考えますが、現段階において機能的な問題はないと考えております。

なお、校舎A棟のトイレについては、タイルの浮き上がりやブースの変形により、扉の開閉の悪いところなど、これまで学校からの要望も出されていることから、改修に向けて検討してまいります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

重富中学校の敷地内における漏水については、報告を受け、調査した結果、北西入口付近に漏水が確認されたため、早急に修繕を行ったところであります。

給水管の修繕に関しましては、その直後に砂などが混入することは予想されることであり、学校の給食室や給食センターの使用水は、調理開始前に十分流水した後を使用することになっており、本来、砂の混ざった水を使用することはありません。

今回は、修繕工事をした後に、連絡不十分なまま食器を洗浄しようとしたことで、このような事態が生じたものと考えております。

なお、その後については、何ら問題なく使用されております。

5点目のご質問についてお答えいたします。

単独校調理場である小・中学校の給食室の建物は、どの調理場もほぼ同じ状況にあり、校舎とは離れた場所に設置されているため、子供たちは渡り廊下などを通して、配膳室に食缶や食器等を受け取りに行っております。

給食時には、どの学校においても担任教諭が給食当番に同行し、一緒に食缶等を受け取り、教室に戻って配膳していることから、衛生上、問題は起こり得ないと考えております。

ご指摘の配膳室に雨が入り込むという状況は、よほどの豪雨でかつ横雨でない限りあり得ず、仮に

そのような場合には、担任等が雨にさらされないように指導しますので、衛生管理上の問題はないと考えております。

以上で、答弁を終わります。

○2番（萩原哲郎君） 1問目に入っていきます。

今回、この火葬炉選定の指名入札に、一応、指名入札方式とプロポーザル方式ある、それと随意契約による3つの方式あるちゅう形で、私もこの入札方法については、入札の場合は、金額勝負になり、金額安い場合が多くよい施設はできない。そのように思っております。

そこでやはり、プロポーザル方式がよいんじゃないかと思っており、そのとおりに行えることで賛成いたします。

それで、将来にわたり、今後のアフターメンテナンス、緊急ときの対応がやはり不可欠であり、一番大事なところだと思うが考えを示してください。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えいたします。

答弁にありますように、今後この選定委員会の中で、メーカーが一応4社ということで決定をいたしました。

その4社に通知をいたしまして、参加表明を募って締め切りがきたわけですけれども、そのうち2社が手を挙げられまして、あとの2社は辞退ということになりまして、結果的に2社のうち、どちらかを第一交渉権にして次点を第二交渉権という形にしたいと思っておりますけれども。

この2社から、提案書をいただきまして、評価をしております。その評価が7分野ありまして、その中の一つに、今議員がおっしゃる緊急時の対応とか災害時の対応、そういうものについて、評価をしまして、総額で200点満点でそのうち最高のものを第一交渉者ということで決定をしたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（萩原哲郎君） そのような形で推選していきたいと思っております。それと、火葬炉選定委員で火葬炉メーカーを決定すると思っておりますが、コンサルタントが選定委員会に参加すれば、今までの例の形で言いますと、ほとんどコンサルタントが指名する会社が、簡単に言えばつながりが深い会社なんですよ、そういう形にほぼ決定するわけです。

やはり選定委員会には、コンサルタント会社を入れないで、2社が公正公平で不正のない火葬炉選定委員会で、火葬炉メーカーを選定していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 議員おっしゃるように、公平性を保って選定委員会の中で決定をしていきたいと考えておりますけれども、ただ、炉というのは非常に専門性のある精密機械でございますので、選定委員会のみで判断するということはなかなか難しい面がありますので、E I Cのほうから専門的な立場の情報提供を、先ほど21項目と申し上げましたが、情報提供していただいて、選定委員会の中で公平性を保って判断していきたいというふうに考えております。

○2番（萩原哲郎君） そこなんですよね。やはりコンサルタント会社の協力をもらって、選定委員会

を行うという。今までの中でほとんど九十何%コンサルタント会社が選定した会社にほとんど決まっているわけなんです。結果は出とるわけです。

やはり公平不正のない選定委員会のためには、そういう不正が見受けられるときには、そういう選定委員会の中で外し、その中で言えば2社、はっきり言って2社ともほとんど差はないと思います。今、炉メーカーちゅうのは、ほとんど最初4社の会社が選定委員会に名乗りを上げたのですが、まあ結局2社に絞られたちゅう形になっていますけど、その中でやっぱり公正にするためには、今までのデータ、そういうのをはっきり検討し、そういう少しでも不正があるような場合は、そっから撤去して、あとこの鹿児島にそういう業者とか、営業所があり、時間的にもすぐ故障があった場合には来れる、やはりそういうところも必要じゃないか。でないと、今、私たち思うんですが、この火葬炉自体は、機械であることで故障がないとは限らないわけなんです。やから、故障した場合に、早く飛んできて早く修理ができず活動ができる、そういう物事が一番大切じゃないかと思います。

やはり、この中で火葬炉は人の手でこしらえたものでありますよね。その中で故障がないとは言えない。トラブルが発生したときは対応時間をどのくらい、市のほうでは考えているのか、ちょっと伺いたします。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 炉の設置につきましては、平成29年度から供用開始の予定ですがけれども、当初4基、火葬炉を設定をする考えでございます。

当然、高齢化が進みまして火葬件数もどんどんふえていくわけございまして、昭和34年に1基を追加しまして、5基ということで、増設をしていきたいというふうに考えておりますが、緊急時は（「平成、平成に」と呼ぶ者あり）平成ですね、ごめんなさい。平成ですね。に5基、合計で5基になりますけれども。

緊急時の場合は、まず、最初4基でなぜ5基に途中で1基ふやすかと申し上げますと、最初から5基設置をいたしますと耐用年数の関係もありますけれども、機器が故障する確率が5基同時にしますと、メンテナンスの費用とかそういうのがかかりますので、4基にして、次、年数がたってから1基建って、時間的には差をつけようというのが考え方であります。

緊急時におきましては、業者が2業者ということで、今後評価をするわけなんですけれども、ある業者はいわゆる遠隔操作をして、炉の状況がリアルタイムでわかるというような業者もありますし、そのようなことで総合的に緊急時の場合に早急に、火葬というのは、必ず火葬ができなくてはいけませんので、その日にできないという状況がないようにしないといけませんので、スピーディーにできる業者を評価をしてどちらかに選択していきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（萩原哲郎君） この質問の中に、一応質問出している、入札参加資格申請書を提出する業者で、市内の企業を使っているところは何社あるか、ということを出しているんですけど、このお答えがないんですけど。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 火葬炉につきましては、先ほど申し上げましたように、非常に特殊な炉でございまして、平成5年、6年に炉の取りかえをしております。それから、平成29年にやりますので、約23年ぶりに炉をつけるということでございまして、当時、平成5、6年にそのメーカーが地

元の業者を採用したかどうかについては、調べておりますけれども、恐らく電気系統そういうものに使ったと思いますが、ただ、非常に特殊なものでありまして、電気系統で地元の業者をお願いしましても、ごく簡易な部分、と言いますのが、炉自体がシーケンサーと言いまして、自動制御でコンピューター管理をしておりますので、電気系統全てをその地元の業者に任すというのはなかなか難しいというを聞いておりますので、仮にお願いしましても簡易の部分というふうに考えておりますので、23年ぶりにやるということで、これまでは、地元の業者を使った事例は、ほとんどないというのが実際であります。今度の2社のうち1社を選ぶわけですが、特殊なものであるにしても簡易な部分については、極力地元の方を採用しましてお願いをするということで、2社については、現在その確認はとっているところでございます。

以上でございます。

○2番（萩原哲郎君） トラブルがあった場合、やはり本当、修理対応できる業者が地元におればそういうところが一番無難じゃないかと思っておりますので、そういうところも考慮しながら選定していつてもらいたいと思っております。

次に、3番目の住民説明会です。

この中で、範囲が鍋倉、納屋自治会住居の全世帯を想定をしているちゅう形ですね。やはりこういう大事な物事は住民がやはり納得できるような、説明を行うべきであり、そのためには、やはり最初のちっさい範囲からじゃなく、広い範囲に向けて地元の近い方を優先的に説明会をしていっていただきたいと思っております。

それとあと、工事施工の期間です。ここについて、4点目なんですけど、この中で、やはり地元住民というのは、想定、火葬場の場所ですよね。今回も日にち日程がなく前の場所に選定されたわけなんですけど、やはり、地域住民は高台にある場所、もしくはそれができない場合、あいら斎場を2階建てにして、屋上か3階建てにする。または前の山の上に展望台を設置して、癒しの場、景観を求める場所は考えていないかどうか、お伺いします。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えします。

現段階では、まず火葬場の設置の考え方としましては、個人の尊厳を守って、それから遺族が癒される空間をまずつくることが大事だろうということで、現在のところは、火葬場の建設、それから隣接の住民から見たときにその景観が国民の宗教的な感情に対応するというのがありますので、景観上、十分に留意をしながら、また、住民説明会の中でも、十分に住民の意向を聞きながらつくっていきたいと考えておりますが。

今、議員がおっしゃる、高台を別につくるとかそういうことにつきましては、今後、総合計画の中で横断道路とか、いろんな構想がありますので、そういうレベルの中で考えていきたいと考えております。

今後の住民説明会の中でいろんな意見が出ますので、それを把握しながら今後研究していきたいと考えております。

以上です。

○2番（萩原哲郎君） 火葬場ちゅうのは、やはり人生一度の場所ですね。そういうところに、やっ

ぱりいろんな方がいらっしゃる。そのためには、やはり癒しの場所も必要であるということが市民の住民から聞かれますので、説明会ときはそういうところを図らって設定していただきたいと思いません。

次に、5番目の県道入口から斎場までの道路整備です。この中で一番かかるのが、やはり入口の交差点ですね。今、信号機が岩淵橋のほうから1つついていますけど、今度もう一つ信号を設置するのか、それとも何かいい策があって考えてらっしゃるのかお伺いします。

○建設部長（岩穴口弘行君） 県道川内加治木線との交差点の信号のご質問ですけれども、現在のところ、この交差点のところに信号を設置する計画はございません。

○2番（萩原哲郎君） やはり信号機が2つもつけば、多分、岩淵橋のほうからは入れないと思いますので、やはりいいところを考えて道路整備に入っていただきたいと思いません。

それと、歩道は両方設置するのか、それとあと、ボックスカルバート内の歩道をどう行うのか、そこ安全対策でどう考えているのかお伺いします。

○建設部長（岩穴口弘行君） 歩道の設置のご質問ですが、今歩道の設置を考えているのは、県道から若葉学園までの区間の歩道設置を考えております。

○2番（萩原哲郎君） ということは、カルバート内は歩道がないちゅうことですね。それで安全性が保たれますかね。今本当にカルバート内は狭く、道路がはっきり言って乗用車ぐらいであれば行き来できると思いますけれど、もうバスが入ってくればできない。そうすれば、そのときに歩行者がいた場合にどういう手段が考えられるのか。そのときに安全性が保たれるのかですね、やはりそういうところ、今後見計らって慎重に考えていかないことには、やはり事故は起きてからは遅いということを考えられますので、その点は今後どういたすこととを考えてらっしゃいますか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 高速のボックスカルバートでございますが、このボックスカルバートをつくりかえるということになりますと、いろんな場所のボックスカルバートでご答弁しているんですけども、多額の費用がかかるということで、今回計画しておりますのは、ボックスカルバートに入ります入り角がちょっと入って、反対側の車が見通せないような角度になっておりますので、それを直線的な道路にして、対向してくる車が確認できるような、そういう道路構造ということで計画をしているところでございます。

○2番（萩原哲郎君） カルバート内は本当見通し悪い。今回見通しよくなれば、スピードも増してくると思います。その中で、ボックス内が暗い。なってくれば、当然見落としの物事も考えられて事故につながっていくと思えますけど。今後やっばそういうところも試験的に考えながら、いい方向性で設置をしてくださるようお願いいたします。

じゃあ次にいきます。

重富小学校の駐車です。今ここに書いてあるんですけど、「PTAの協力を得て、違法駐車しないようお願いしてある」ちゅうことなんですけど、今ままでじゃあ違法駐車はなかったんですか。PTA

でお願いして。

○教育部次長兼教育総務課長（黒木一弘君） お答えいたします。

P T Aのほうに協力して、運動会の初めは取り締まるので、取り締まりと言いますか、そういったことをしているわけですが、P T Aの方々が学校内に入られた後は、違法駐車をされてる方があったようでございます。

○2番（萩原哲郎君） この駐車場、以前からの問題なんです。現在、重富小学校、何台の駐車場の確保があるんですか。

○教育部次長兼教育総務課長（黒木一弘君） 現在、駐車場の台数について、把握しておりません。

○2番（萩原哲郎君） はっきり言ってですね、学校の敷地内、給食前しかないんじゃないですか。下の道路は、下の駐車場ははっきり言っって道路なんですね。明らかにしとって、「駐車できますよ」ちゅう心得はないんじゃないですか。

はっきり言ってできないと思います。そのためにも、やはり重富中学校、いろんな催しがあるときには、父兄の方は多分、困っていると思います。やから特に今までいろんな形でトラブルがあり、車を止めれば反対の家主からがられたとか、いろんな物事が起こっております。やから、そういうトラブルがないように、その駐車場を新たに設置する考えはないか。

それと、聞いてみますと学校のプールの横ですね。ここに山林があるんですけど、その方が、必要であれば譲ってもいいですよ。そういうことも、言葉いだけ、また今まで、近隣の方は自分でその横にプールがあり、子どもたちがプールを行う際、蚊とかブトにかまれたりしてて困っていた。そういうことを聞いてシルバーを頼んで、自分でお金を払って草刈りをやっていたと思いますけど、今後、その方々も年をとってなかなかできない。やから学校のほうでそういう場所が欲しいんあれば、駐車場とかいろんな形に使ってもらうためにも、譲ってもいいという話あるんですけど、そういうことは伺ったことないですか。簡単でいいです。

○教育部次長兼教育総務課長（黒木一弘君） プールの横の敷地につきましては、進入路の関係、それから造成費の関係で購入の検討をしていないというふうに伺っております。

それから全ての行事に対して駐車場を整備するというような考えは、今のところ持ってないところでございます。

○2番（萩原哲郎君） やはり学校は多くの父兄の方が賛同し、いろんな物事に対応していい方向性に進むためには、やはりたくさん来てもらったほうがいい。そのためにやはり駐車場がなければ、ほとんどの方は無縁にしがちになってくると思います。

そのためにも、今の場所が方向性がないちに、逆に裏手側のほうから、広い道路が通ってるんですよ。向こうから車入れて、歩行者だけプールの脇を通るような形はできると思うんですけど、そういう考え持ってないですか。

○教育部次長兼教育総務課長（黒木一弘君） 今、その考えを持っていないところでございます。

○2番（萩原哲郎君） だから、持ってない持ってないじゃなくて、やっぱり考えを持っていていただかないと先に進まないんです。やはり何でもかんでも、やっぱりPTAの言う要望とかそういうのも無視にして、できないできないじゃあ話にならない。やはり、お互い話し合っている方向性に、点が結ぶような設置計画を立ててもらいたいと思います。

次にいきます。

3番目、春から夏にかけて学校の教室にスズメバチが飛んできます。そこで、始良市の山にある学校ですね、ちょっと調査しました結果、ほとんどの学校がスズメバチが飛来してくる。で、教室に入ってくる。

どう処分するんですかといえば、子どもがすぐ先生に報告して、ウルトラジェットですか、処理よくば一と吹けば10mぐらい飛ぶやつ、それをほとんどの学校が準備をしている。

できればやはり子どもたちが安心して授業を受けられるように、それとあと、安全面に関して、ネットでもいいから設置してもらいたい。始良市に全体的に一気にするのは、まず不可能ですので、年次的に1校ずつでも設置をする考えはないか、教育長じゃあなくて、市長のほうにお伺いします。

○教育長（小倉寛恒君） 学校生活の中で、子どもたちが安全な教育活動を展開するというのは大切なことでございます。

先ほど、答弁いたしましたように、学校の教室には基本的に網戸を設置するということはしておりません。夜間にやはり使用する校長室、PTAの会合などをする場合に、そういうときにはありますので、校長室あるいは職員室は、設置している例がございます。

今、議員からおっしゃったように、そういったスズメバチなどの飛来については、そういう強力な殺虫剤で、撃退しているというのは、今のどこの学校も、始良市内に限らず、県内の学校の実態だろうと思います。

学校は、全てをシャットアウトとするというのは、非常に難しいわけです。例えば廊下側に、廊下に網戸を設置しても教室の中はやはり全面設置しなきゃいけない。あるいは、その通路とかそれから高い窓のところとか、全て設置しなければなりませんので、網戸を完全に使うことで、全ては撃退できるというふうには思っておりません。

また、クーラーの設置もという声もありますけれども、そういったものを考えた場合に、今、年次的に設置するということは考えておりません。

どうしても、そういった実態から考えて必要性があるとなれば、それについてはまた、その学校については経過観察しながら、対応していきたいというふうを考えております。

○2番（萩原哲郎君） 必要性があるから伺っているんです。今まで刺された子どももいらっしゃるんですよ。特に多いのが、蒲生、北山、こっちは頻繁に飛んでくる。だから学校側のほうも、何とか設置してもらえないですかちゅう要望があるんですよ。それを今、必要に応じて考えていくちゅうことは時代遅れじゃないですか。

もう少し真っすぐ、やはり地元の学校のいろんな意見を把握しながら、1校ずつでも年次的に設置いけば、何年かたてば設置できるんです。費用もそんなかかるもんじゃないし。だから子どもたちが

やはり安全面考える、始良市の1番、安心安全なまちづくり、こういうところ、全然、配慮がないんですよね。

起きてから遅いんですよ。起きる前に設置する、対策を練る、そういうことが一番大事じゃないですか。市長どうですか。

○市長（笹山義弘君） 子どもたちの教育環境ということについては、教育委員会と連携をとりながら、予算のあり方等等、協議をするわけでございますが、先ほど教育長が言いましたように、定例の校長会そして、学校訪問もしておりますので、そういう中で、緊急性があるということについては、校長から意見具申があるというふうに理解しております。

○2番（萩原哲郎君） やはり、子どもたちのやっぱ安全考えるためには、お金も問題あるかもしれませんが、お金よりも行動力なんじゃないですか、大事なのは。やはり、子どもたちの安全性を考えたり、地元のいろんな意見を携えたり、そこに少しでもいい方向性に配慮していくのが、執行部の仕事じゃないですか。

時間がありませんけど、次に進みます。

それと、一言、言いますけど、漆小の体育館にはスズメバチの巣があるんです。これは先ほど執行部に、すぐ撤去するようなことをお願いしましたけど、もうそういう形で身近にそういうスズメバチなんか身に迫っていますので、いい展開をお願いしたいと思います。

それと次に、4番目の足の不自由な方がいらっしゃることで、少しはスロープにしたり、トイレの改善もしたちゅうことですけど、3番目の重富中学校ですね、校舎ももう40年近くで建設の劣化が目立っているんですけど、今回、落下したのは、30年目の建物、真ん中の建物なんですよ。3階のひさしからコンクリートが落下したちゅうことで、だからここ、答弁書にですね。

「はつり落として、当該外壁部分の改修を行ったところであります。」ちゅう、これは、全部補修は済んでいるんですか。

○教育部次長兼教育総務課長（黒木一弘君） 補修は全て終わっております。今回の補修ははつりの部分を鉄筋をさびどめして接着剤を塗布しまして、雨水の侵入を防止するためのポリマーモルタルによる補修を行っております。

以上です。

○2番（萩原哲郎君） 時間がないので、あと質疑できない部分はまた次回の9月の定例会にもっていきたいと思います。じゃあもう、あとはゆっくりと行いますので。

それと、4番目の給水管の破裂ですね。

給水管の破裂なんですけど、ここは、業者との、工事をするとき、業者は学校に一言もなく勝手に工事に入っているんですね。ほいで、終わった後も、ここにも書いてあるように、連絡不十分のまま食器を洗浄しようとしたことで、このような事態が生じた。だから、業者とのいろんな体制はどのような教育を行っているのか。

学校もびっくりしとったですよ。何事もなく、工事者があらわれて、給水管の破裂の場所を工事して帰っていった。これ、その後も学校側には全然、何も言ってないもんだから、そのままやっぱり給

食室で使ったたら、砂が出てきた。

ほやから、こういうところの業者との連絡、やりとり、どのように行っているんですか。簡単でいいです。

○教育部次長兼教育総務課長（黒木一弘君） 業者には学校とそれから教育委員会と連絡をとり合って工事を進めるように言っておったのですが、今回はそういった事態でございました。

○2番（萩原哲郎君） そういう形で、最後に給食の配膳場です。一応、いろんなことが書いてあるんですけど、やはり一番大事なものは、よほど豪雨でかつ横ばいでない限り、仮にそういうような場合には、担任等が雨にさらされないように指導していますという、どのような指導をしているんですか、これ。

○教育長（小倉寛恒君） 今、学校給食のときは担任が必ず自分でも、三角頭巾、マスク、エプロンをつけて、当番の子どもと一緒にですね。

○議長（湯之原一郎君） これで、萩原哲郎議員の一般質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の議会はこれをもって**散会**といたします。

なお、次の会議は6月19日午前9時から開きます。

（午後3時12分散会）